

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	2

第 1 号 (12月14日)

開会、散会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	4
議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	6
議案第45号の上程、説明	7
議案第46号の上程、説明	8
議案第47号の上程、説明	10
議案第48号の上程、説明	11
議案第49号の上程、説明	13
議案第50号の上程、説明	13
議案第51号の上程、説明	14
散会の宣告	15

第 2 号 (12月15日)

開議、散会の日時	17
出席議員	17
欠席議員	17

地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	17
事務局出席者	18
議事日程	18
開議の宣告	19
一般質問	19
平良嗣男議員	19
友寄景光議員	33
東武久議員	38
新城一智議員	40
平良英勝議員	54
金城勇議員	57
散会の宣告	67

第 3 号（12月16日）

開議、散会の日時	69
出席議員	69
欠席議員	69
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	69
事務局出席者	69
議事日程	70
開議の宣告	71
議案第45号の質疑、委員会付託	71
議案第46号の質疑、委員会付託	71
議案第47号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	71
議案第48号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	74
議案第49号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	77
議案第50号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	77
議案第51号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	78
諸般の報告	79
散会の宣告	79

第 4 号 (12月17日)

開議、閉会の日時	81
出席議員	81
欠席議員	81
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	81
事務局出席者	81
議事日程	81
開議の宣告	83
議案第45号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	83
議案第46号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	84
議案第48号～議案第51号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	86
陳情第23号及び陳情第26号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	89
意見案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	92
意見案第7号及び決議案第3号の一括上程、説明、質疑、委員会付託の省略、 討論、採決	94
閉会の宣告	98
署名議員	98

平成21年第9回定例会会議録
(会期日程表)

開会 平成21年12月14日 会期 4日間
閉会 平成21年12月17日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
12月14日	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明
12月15日	火	本会議	午前10時	一般質問
12月16日	水	本会議	午前10時	議案第45号及び議案第46号、議案第48号～第51号質疑・委員会付託 議案第47号委員会付託省略 (即決)
		委員会	午前11時	議案第46号総務常任委員会 (説明～採決) 陳情第23号及び陳情第26号総務常任委員会 (検討～採決)
			午後2時	議案第45号経済建設常任委員会 (説明～採決)
12月17日	木	委員会	午前10時	議案第48号～第51号予算審査特別委員会 (説明～採決)
		本会議	午後3時	議案第46号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第45号経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第48号～第51号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告 (陳情) 質疑、討論、表決、意見書案等の処理 (閉会)

会期日数 4日間 本会議日数 4日間 委員会日数 2日間 休会日数 0日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	陳 情 者 氏 名	付 託 委員会
23	平成21年11月24日	核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書および決議の採択について（陳情）	日本労働組合総連合会 沖縄県連合会 会長 仲村信正	総務常任 委員会
24	平成21年11月27日	幼稚園教育の制度改善について	沖縄県教職員組合同 頭支部 執行委員長 具志川百々枝	総務常任 委員会

平成21年第9回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成21年12月14日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成21年12月14日 午前10時00分)

散 会 (平成21年12月14日 午前10時30分)

2. 出席議員 (9名)

1 番議員 大 城 佐 一	6 番議員 宮 城 武
2 番議員 新 城 一 智	7 番議員 具志堅 朝 秀
3 番議員 友 寄 景 光	8 番議員 平 良 英 勝
4 番議員 東 武 久	10 番議員 宮 城 功 光
5 番議員 金 城 勇	

3. 欠席議員 (1名)

9 番議員 平 良 嗣 男

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久	産 業 振 興 課 長 新 城 寛
副 村 長 宮 城 重 徳	シ ー ク ワ ー サ ー 振 興 室 長 山 城 均
総 務 課 長 島 袋 幸 俊	建 設 環 境 課 長 新 里 政 雄
財 務 課 長 神 里 富 松	会 計 課 長 山 城 文 子
住 民 福 祉 課 長 宮 城 博 俊	教 育 長 平 良 宏
企 画 観 光 課 長 島 袋 一 道	教 育 課 長 友 寄 景 善

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	議 案 第45号	村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）の請負契約 について	提 案 説 明
6	議 案 第46号	大宜味村職員の育児休業等に関する条例	提 案 説 明
7	議 案 第47号	大宜味村営住宅の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例	提 案 説 明
8	議 案 第48号	平成21年度大宜味村一般会計補正予算	提 案 説 明
9	議 案 第49号	平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正 予算	提 案 説 明
10	議 案 第50号	平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正 予算	提 案 説 明
11	議 案 第51号	平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補 正予算	提 案 説 明

◎開会及び開議の宣告

○ 議長（宮城功光） おはようございます。ただいまから平成21年第9回大宜味村議会議定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○ 議長（宮城功光） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番 大城佐一議員及び2番 新城一智議員を指名します。

◎会期の決定

○ 議長（宮城功光） 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月17日までの4日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月17日までの4日間に決定しました。

◎諸般の報告

○ 議長（宮城功光） 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職、氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託しましたから報告します。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が、お手元に配りましたとおり提出されています。

次に、地方自治法第180条第2項の規定によって、村道押川線道路改良工事の変更契約について、お手元に配りましたとおり専決処分報告がありましたので報告いたします。

次に、会議等について報告します。

9月20日以降、皆様のお手元に配りましたとおり各会議等の出席報告書を提出しております。なお、12月2日、北部議会議長会及び9日の県町村議会議長会定例理事会において、読谷における米軍によるひき逃げ事件について、米国関係について抗議決議と政府に対する意見決議を全会一致で可決されております。なお、本定例会においても、本議会がこの決議意見書の提案も予定されております。ご審議のほうもよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

以上で、会議等の報告を終わります。

◎行政報告

○ 議長（宮城功光） 日程第4 行政報告を行います。

村長から申し入れがありました。これを許します。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） おはようございます。

本日は、平成21年大宜味村議会の定例会を招集いたしましたところ、多くの議員のご出席のもと開会できますことに対しまして、心から感謝を申し上げます。今議会、ひとつよろしくお願ひいたします。

それでは、行政報告を行います。

平成21年9月は、ウングミ、豊年祭、豊年踊り、運動会や村陸上競技大会等、多くの行事がありました。いずれの行事も、主催者の懸命な取り組みがあり、また地域の協力も得て、天候にも左右されることなく盛り上がり、大変成功という感じをいたしました。

なお、9月のその他の事柄につきましては、資料として添付してございますので、ご参照いただければと思ひます。

10月に入りまして、10月14日は、全国地域安全運動名護地区大会が、全国一斉に展開されている運動の一環であります。名護地区防犯協会、名護署の主催で、名護地区大会が大宜味小学校体育館で、3村の村長、教育長、3村の村民や少年野球、少年サッカーチーム等、多数の参加を得て開催されました。本大会では、警察本部の音楽隊の演奏で始まり、中学生代表、婦人代表、青年代表の意見発表がありました。また、アイモコの2人からぶながやの里の安心・安全をみんなの力で築いていこうと決意表明がありました。大成功だったと思っております。

なお、その他のことにつきましては資料で添付してございますので、よろしくお願いたします。

11月に入りまして、11月1日に「森にまなぼう」IN大宜味村ということで、水資源保全と地球温暖化防止の一環として、大宜味コカ・コーラ・ボトリングと村の主催で、大保ダムで行われております。ヒデの愛称でサッカーの元日本代表としてイタリアで活躍した中田英寿選手や沢登選手の特別ゲストを初め、村内外から500人余の参加を得て、雨天の中開催されました。開会セレモニーの後、中田選手や小・中学生、各種団体の代表と記念植樹を行いました。代表による植樹の後、参加者全員による植樹では、大保ダムの建設に伴い失われた森の復元に大宜味村の特色を生かしたシワーサー250本と樁250本の植樹をし、その後、大宜味村や大保ダムに関連するマル・バツクイズやサッカーのミニゲームで、中田選手などと交流を深めてまいりました。

なお、その他のことにつきましては資料として添付してございますので、よろしくお願いたします。

なお、平成21年度4月から12月8日までの入札結果を別紙に添えてありますので、報告にかえさせていただきます。

以上、行政報告を終わります。

○ 議長（宮城功光） これで行政報告を終わります。

◎議案第45号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第5 議案第45号 村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）の請負契約についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第45号 村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）の請負契約について

本件について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約

- 3 契約金額 金2億6,775万円
- 4 契約の相手 住所 大宜味村字塩屋664
商号 有限会社山城建設
氏名 代表取締役山城 昇

平成21年12月14日提出
大宜味村長 島袋義久

提案理由

本件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要する。

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 建設環境課長。

（新里政雄建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（新里政雄） 議案第45号の補足説明をいたします。

村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）の請負契約について

本工事は、沖縄北部振興対策特定開発事業の21年度事業で進めております。塩屋湾外埋立地内の村道安根塩屋線橋の橋梁工事であります。平成21年度第8回臨時議会で繰り越し手続を終え、今回の工事案件となっております。

工事概要。

工事箇所、大宜味村字根路銘安根地先。橋梁の幅員、車道部分が7メートル、歩道部分が2メートルとなっております。延長が99メートルあります。構造形式でございますけれども、PCポストテンション方式3径間連結T桁橋といえます。

橋梁の計画でございますけれども、村道安根塩屋線橋道路橋は、安根地先の公有水面埋立地より、安根川の河口から約130メートル付近の海上に架設する橋梁であります。

本計画箇所は、河川への影響がないような計画とし、地域の景観を考慮した橋梁であります。

施工場所及び図面の詳細を添付しておりますので、参照にさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第46号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第6 議案第46号 大宜味村職員の育児休業等に関する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第46号 大宜味村職員の育児休業等に関する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成21年12月14日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い条例を整備し改正する必要がある、本案と提出する。

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 総務課長。

（島袋幸俊総務課長 登壇）

○ 総務課長（島袋幸俊） では、議案第46号 大宜味村職員の育児休業等に関する条例について説明します。

（平成19年法律第44号）地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の内容が大幅な改正ということもあり、条例内容を整備する形で全部を改正するものです。

現行条例との比較では、再度の育児休業をすることができる特別な事情の追加、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する規定の改正、育児短時間勤務制度及びそれに伴う短時間勤務制度の導入に係る規定の追加、部分休業の承認要件の緩和が主な改正の概要となっております。

施行期日を公布の日からとしています。

号給の調整については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日である平成19年8月1日以後に職務復帰した場合における号給調整に適用し、改正以前の施行の日以前に職務復帰した職員の号給の調整は従前の例によるとしています。

詳細については、また委員会等で説明していきたいと思っております。

説明資料として条例案の概要の説明と大宜味村職員の育児休業等に関する規則を添えています。

以上、説明を終わります。

- 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第47号の上程、説明

- 議長（宮城功光） 日程第7 議案第47号 大宜味村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第47号 大宜味村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成21年12月14日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

大宜味村営住宅の管理運営にあたり、入居者の資格審査及び使用者の資格に暴力団員排除の項目を追加し、安心して生活できる環境を整える必要があり、本案を提出する。

なお、内容につきましては担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（宮城功光） 建設環境課長。

（新里政雄建設環境課長 登壇）

- 建設環境課長（新里政雄） 議案第47号の補足説明をします。

大宜味村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大宜味村営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号の次に次の1号を加える。

(4) その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第41条第1項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 暴力団員（同居者が該当する場合を含む。）であることが判明したとき。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

なお、別紙説明資料、19ページの条例の新旧対照表を参照にしてください。よろしくお

願います。

- 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第48号の上程、説明

- 議長（宮城功光） 日程第8 議案第48号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第48号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）

平成21年度大宜味村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,428万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億1,678万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成21年12月14日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしく願いいたします。

- 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

- 副村長（宮城重徳） それでは、議案第48号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算の概要をご説明したいと思います。

主な款で歳入歳出をご説明したいと思いますので、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1款の村税300万円の減ですが、これは、村民税の法人税割の調定見込みの減となったものでございます。

それから、13款国庫支出金の2,641万円の減ですが、主に、地域介護福祉空間整備交付金の1,500万円、それから公営住宅建設交付金981万2,000円、それと子育て応援特別手当

金387万円のそれぞれの減となっております。

それから、14款県支出金の1,620万7,000円の増ですが、主に、防災情報通信設備整備補助金572万6,000円、それから、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金540万円、それから、新型インフルエンザワクチン予防接種事業補助金340万9,000円の増によるものでございます。

それから、20款村債の130万円の減ですが、主に公営住宅整備事業費430万円の減となっております。

一方、減収補てん債300万円の増となっております。

以上が歳入でございますが、2ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の概要でございます。

第2款総務費の523万1,000円の増となっておりますが、主に、工事請負費572万6,000円の増であります。他方、環境監視調査委託料257万円が減となっております。

それから、3款民生費の741万5,000円の減ですが、主に地域介護福祉空間整備事業補助金1,500万円、それから、子育て応援特別手当金387万2,000円のそれぞれの減となっております。他方、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金540万円、社会福祉費の支援費527万円の、それぞれの増となっております。

それから、第4款衛生費の372万9,000円の増でございますが、主に、新型インフルエンザ予防接種助成金465万5,000円の増となっております。他方、国頭地区行政事務組合負担金134万4,000円が減となっております。

8款土木費1,402万1,000円の減でございますが、主に公営住宅建設の委託料723万9,000円、工事請負費692万円の、それぞれの減となっております。

予算書の3ページをお開きいただきたいと思います。

14款予備費の335万円の減としております。

以上が歳出の主な概要でございますが、次の予算書の4ページをお開きいただきたいと思います。

第2表地方債補正でございますけれども、限度額4億2,640万7,000円から4億2,510万7,000円としております。

なお、詳細につきましては委員会等で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第49号の上程、説明

- 議長（宮城功光） 日程第9 議案第49号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第49号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成21年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

平成21年12月14日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしく願いいたします。

- 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

- 副村長（宮城重徳） それでは、議案第49号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算の概要をご説明したいと思います。

歳入歳出予算の総額には増減はございません。

歳出の主な概要でございますが、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

11款諸支出金40万7,000円の増となっておりますが、このほうは、保険税の還付金の増額補正として予備費から組み入れております。

以上が歳出の概要でございますが、詳細につきましては委員会等で担当課長から説明させたいと思います。よろしく願いいたします。

- 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第50号の上程、説明

- 議長（宮城功光） 日程第10 議案第50号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会

計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長（島袋義久） 議案第50号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成21年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

平成21年12月14日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしく願いいたします。

- 議長（宮城功光） 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

- 副村長（宮城重徳） 議案第50号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の概要をご説明したいと思います。

歳入歳出予算の総額の増減はございません。

歳出の概要でございますが、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1款の簡易水道総務費308万円の増となっておりますが、修繕費の増額補正としており、予備費から組み入れてございます。

以上、概要を説明いたしますが、詳細につきましては委員会等で担当課長から説明させたいと思います。よろしく願いします。

- 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第51号の上程、説明

- 議長（宮城功光） 日程第11 議案第51号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長（島袋義久） 議案第51号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成21年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,246万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

平成21年12月14日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 議案第51号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の概要をご説明したいと思います。

補正額15万円の補正でございますけれども、予算書の1ページをお開きいただきたいと思っております。

第6款の諸収入の15万円の増となっております。

歳出のほうをご説明したいと思います。2ページをお開きいただきたいと思っております。

3款の諸支出金の15万円の増となっておりますが、これは保険料還付金の増となっております。

以上、歳入歳出の概要を終わりますが、詳細につきましては委員会等で担当課長から説明させたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これで提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（宮城功光） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。どうもご苦労さまでした。

（午前10時30分）

平成21年第9回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成21年12月15日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成21年12月15日 午前10時00分)

散 会 (平成21年12月15日 午後1時31分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一	6 番議員 宮 城 武
2 番議員 新 城 一 智	7 番議員 具志堅 朝 秀
3 番議員 友 寄 景 光	8 番議員 平 良 英 勝
4 番議員 東 武 久	9 番議員 平 良 嗣 男
5 番議員 金 城 勇	10 番議員 宮 城 功 光

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久	産 業 振 興 課 長 新 城 寛
副 村 長 宮 城 重 徳	シ ー ク ワ ー サ ー 振 興 室 長 山 城 均
総 務 課 長 島 袋 幸 俊	建 設 環 境 課 長 新 里 政 雄
財 務 課 長 神 里 富 松	会 計 課 長 山 城 文 子
住 民 福 祉 課 長 宮 城 博 俊	教 育 長 平 良 宏
企 画 観 光 課 長 島 袋 一 道	教 育 課 長 友 寄 景 善

5. 職務のため議場に参加した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

- 議長（宮城功光） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に、一言お願い申し上げます。本日、質問を通告しました議員各位のご協力をお願いしたいと思います。内容につきまして、当局が答弁が難しい点等多々あるかと思ひます。答弁者がしっかりと答えることができるような質問等の方法をお願い申し上げておきたいと思ひます。

(午前10時00分)

◎一般質問

- 議長（宮城功光） 日程第1 一般質問を行います。
-

◇ 平 良 嗣 男 議員

- 議長（宮城功光） 通告順により発言を許します。

大保ダム建設に伴う要望事項について、平良嗣男議員。

- 9番（平良嗣男） それでは、通告に従ひまして、大保ダム建設に伴う要望事項についてお伺いをしたいと思ひます。

大保ダム建設事業は、平成21年度に完成が予定されております。当ダム事業には、多くの村有財産の売却により事業の推進が行われてきております。よって、村としてはダム事業の実施に伴って、村民福祉の向上及び村民の活性化等を図るために多くの村民要望を行い、これまで要望事項の事業実施が図られ、集落等の整備が行われてきていると思ひます。

よって、要望事項の状況について、村長にお伺いをしたいと思ひます。

1点目に、要望事項の実績はどうなっているのか、お伺いをしたいと思ひます。

- 議長（宮城功光） 村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長（島袋義久） おはようございます。

ただいま大保ダム建設に伴う要望事項についての平良嗣男議員のご質問にお答えいたします。

村民の福祉の向上と地域の発展のため、沖縄総合事務局長、沖縄県知事、大宜味村長によって覚書が交わされました。その要望事項について、関係者において、それぞれが実施

主体となる要望事項の実現に努めてまいりました。まだ実現できていない事業については、今後とも引き続き条件整備をして実現を図っていきたいと考えております。

国が事業主体の大保ダム周辺の念蒲エーガイ線等の道路整備やダム湖周辺の環境整備については、ほぼ具体化しております。県が主体の消波ブロック事業や村営住宅建設事業は、具体化されております。公有水面埋立地での導入事業については、簡易水道事業が具体化し、診療所建設が進められている状況であります。しかしながら、経済状況や財政事情等により見合わされている事業があり、検討課題となっております。今後とも、事業の実現に向けて進めていきたいと考えております。

各区の要望事項につきましては、集落道の整備を初め、生活環境の整備事業等は集落の要望等で事業変更もありますが、ほぼ具体化しております。一部残された事業のうち、江洲地区の墓地用地の整備については、来年度で実現に向けて継続して検討していきたいと考えております。

○ 議長（宮城功光） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） ありがとうございます。

先ほどありましたように、ダム関連に対しましては平成13年3月28日に沖縄総合事務局、そして沖縄県、そして大宜味村と三者が契約を結んで、各種団体等の要望事項も含めながら、村としてやってきたというふうに思っております。村に対しましては、平成13年3月13日に回答書等ができたものだと思っておりますが、私がなぜこれを気にしておるかといいますと、前段で申し上げておりますように、大保ダム事業が実質的にはもう終わっていると、そういう中において附帯的な、附帯整備のもろもろが残っているような状況であるわけですから、これが終わると国サイドというものは、村からの要望等もなかなか聞いてくれない。そういうことがあるために、この要望事項について何か抜かりがないのかどうか、そこら辺の総点検をしてもらいたいというのが私の一つの気持ちでございます。

例えば、これは各種団体、また各区、そして村は村としてのいろいろなものが出ておると思います。その要望を受けて、国とのやりとりもやってきたと思うんですが、各集落においてはおおむね先ほど村長からありましたように、大体の整備がされておるもんだと思っておりますが、ちょっと気になっているのは、当初大保ダムの下流のほうの整備を行うというようなことがあったというふうに覚えておるわけですが、この大保ダム工事の覚書の中においても一部明確にされておりませんが、あります。そこらの整備事業がどうなっているのかどうか、そこら辺をお伺いしておきたいと思っております。

そして、それに関連いたしまして、大保ダムの転流工、これを仮につくったトンネルが
ございますね、その転流工の活用の方法も村としては考えているのかどうか、そこら辺も
含めながら、村長の答弁もお伺いしたいというふうに思います。

○ 議長（宮城功光） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋一道） 大保川下流の整備についてでございますが、その件は今、
企業局が新しくポンプ場を設けておりますが、そこまでの事業については行おうというこ
とで具体的な設計書等を見せていただいておりますので、その件についての実現はすぐに具
体化するだろうと思います。

転流工については、いろいろ使い方について、貯蔵庫に使えるのではないかとか、そう
いう話もありますが、それも今後お話をいろいろダム事務所と詰めていきたいと思っ
ております。

なお、今後のこれらの事業についての進捗あるいは今後の計画について、来月に北部ダ
ム事務所との調整をしていきたいと思っております。

以上です。

○ 議長（宮城功光） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 先ほど答弁がございましたが、この下流の整備等についても、な
おまた、ほかの件についても、これはチェックしながら、国サイドと調整しながら、抜か
りのないようなやり方をやってもらいたいと思っております。

それから、先ほど転流工の件がございました。この転流工は、これは今後皆さん方が行
政として国サイドと調整しながら、我が村には田嘉里酒造という酒屋がございませ
ね。酒屋の皆さん方のこれから酒造の貯蔵、またはシークワサー加工施設で商品化され
たものの中で使えるようなものもあろうかと思えます。そこら辺の活用をさせていくた
めには、この国サイドとの調整を十分して、この転流工を活用できる方法を皆さんで頑
張ってもらいたいというふうに要望しておきます。

そして、先ほどから申し上げておりますように、この要望事項が抜かりのないよう
なチェックをし、事業の遂行をやってもらいたいというようなことも含めまして、質
問を終わりたいと思いますが、村長から何かあればお伺いしたい思います。答弁お願
いしたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良嗣男議員のご指摘のありました下流とか、今後の

課題につきましては、先ほど担当課長からありましたように、しっかりとダム事務所等と調整を深めながら進めていくという決意でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○ 議長（宮城功光） これで、大保ダム建設に伴う要望事項についての質問を終わります。

次に、長寿といやしの森整備計画について、平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それでは、長寿といやしの森整備計画について一般質問をさせていただきます。

長寿といやしの森整備計画は、第3次総合計画での村民の森整備計画を平成12年度に村民の森整備基本計画、健康・長寿といやしの里づくりとして策定され、平成15年度には長寿地域を支える交流拠点を目指すなど、4つの基本方針を示した長寿といやしの森づくり基本計画として策定されていますが、当計画について村長にお伺いしたいと思います。

1点目に、長寿といやしの森整備計画については、大保ダム建設事業の関連事業として、大工又地域における養豚事業の廃止に伴って当該用地の利活用を図るために整備計画が行われたと思います。長寿といやしの森計画は、第4次総合計画の三大重点プロジェクトに位置づけられています。

よって、総合計画には当計画の推進は、ダム整備と歩調を合わせながら整備を図ることになっておりますが、大保ダムは平成21年度には完成することになっていると思います。長寿といやしの森整備計画は、現在どこまで事業計画が進んでいるのか、お伺いをしたいと思います。

そして、2点目に、長寿といやしの森の整備を図るために用地の購入が行われたと思いますが、その面積と管理及び利用の状況、また、用地の管理担当部署はどこが行っているのか、お伺いをしたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良嗣男議員の長寿といやしの森整備計画について2点のご質問がございましたが、一括してお答えしたいと思います。

長寿といやしの森整備につきましては、議員のおっしゃるとおりのような経過と、大保ダム湖周辺の整備等と歩調を合わせて整備をすることになっております。これまで、担当課の企画観光課を中心として、産業振興課、それから建設環境課で整備推進のための協議

をし、今後の進め方について検討をしております。既存の長寿といやしの里基本計画のゾーニングの整理と、村が買い取った用地への関連施設の導入のために、国・県の補助事業の芽出し対策や有効的な土地利用の観点から、農振整備計画上の当該地の見直しも予定していて、その作業を進めているところであります。

村が買い取った土地については、現在、企画観光課が担当課となっております。用地購入面積については、道路部分も含めておおむね20.7ヘクタールを購入しております。その中の約15ヘクタールは、北部ダム事務所が平成22年3月31日まで使用の予定でありますので、長寿といやしの里基本計画の関連事業の着手については、来年度以降から展開していきけるようになります。

長寿といやしの森整備事業については、基本計画の目的に合った事業については先行事業としての受け入れも並行して進めていきたいと考えているところでございます。

村民が誇れるいやしの里大宜味村の拠点づくりの理念を踏まえ、長寿のいやしの森の実現に向けた取り組みを推進してまいりたいと思っております。

以上です。

○ 議長（宮城功光） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 先ほど、村が購入した面積が20.7ヘクタールということですが、今現在、用地が遊休化しているというようなことでありますから、現実には。畜産農家の話を聞きますと、畜産農家の皆さん方は牧草の確保に大変苦慮しているというような状況を耳にしておりますけれども、村がすぐ活用できないような状況であれば、これは期間を設定して採草地として活用させる方法がないのかどうか、そこら辺も村として、畜産の育成を図る中において考えられないのかどうかということでお伺いしていきたいというふうに思っております。

なお、この長寿といやしの森の整備計画については、いろいろな構想を持って行っておると思いますので、そこら辺も実現できるのかどうか、そこら辺は計画をつくってありますから実行していかないといけないというように思っておりますけれども、先ほど村長から答弁はあったんですけれども、具体的にどのような方法でやっていくのか、お伺いしておきたいというように思っております。

○ 議長（宮城功光） 休憩します。

（午前10時16分）

○ 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時17分）

○ 議長（宮城功光） 答弁を求めます。企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋一道） まず、畜産農家に採草地として利用できないかということですが、これは農業政策ということで別個に検討していきたいということでもあります。ということは、現に今、この長寿といやしの森については3回ほど関係課でこの推進に向けて話ししております。ということは、さっき議員の話の中にもありましたように、買い取った土地の確定というんですか、それをして、現在計画されているゾーニング、例えば森の体験ゾーンとか農園ゾーンとか、そこについてそれがそれのほうでいいのかという話なんです、それについてもちょっと見直しをしないといけないんじゃないかということもあります。

そして、また、その地域がさっきありましたように農振計画上の農用地等の現況がありますので、それをどうするか、いわゆる見直しをしようという、しなきゃ今後事業転換がうまくできないんじゃないかということもあまして、その辺の検討もしております。

それで、この長寿といやしの里の中での、いわゆる村民の森と言われている、その部分については現在ダム湖周辺との一体としての観光事業を、それと一緒に考えておまして、ぜひこういう観光事業というんですか、体験交流ができるような交流館の整備とか、あるいは工芸の体験ができるような施設を設けたいとかということでありまして、具体的には平成21年度の北部振興事業等にも一応は北部広域のほうに提案、事業要望をしている経緯もあります。ということで、ぜひ、この長寿といやしの森を、この計画の実現を図りたいということでもありますので、さっきのまた繰り返すようになるんですが、畜産農家に対する採草地の利用については、また別のことで検討していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○ 議長（宮城功光） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） ありがとうございます。

なぜに私がこれを申し上げたかといいますと、畜産関係で草地を求めて、近隣の東村とか、そこら辺の土地を借用して、今、草地の確保をするためにやっておるというふうに聞いておるんです。そこの中においていろいろなトラブルがあるというふうに聞いておりますので、そこで我が村の土地が遊休化しておるのであれば、そこら辺を活用、もちろん条

件をつけて活用させていけばいいんじゃないかなというふうに思っておるわけでございます。

なお、その整備計画については、これはずっと計画も策定されておりますので、実現ができるように、ひとつちゃんとやってもらいたいというようなことを希望して、終わりたいと思います。

○ 議長（宮城功光） これで、長寿といやしの森整備計画についての質問を終わります。

次に、現況のシークワサーの対応について、平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それでは、一般質問をする前に、ちょっと私の字の訂正がございますので、それを申し上げてから一般質問をやっていききたいと思います。3行目の、「不在地主」というふうに本当は書いたつもりですが、「不存」と書いてありますので、そこら辺を「在」に直していただきたいというふうに訂正をお願い申し上げまして、一般質問をさせてもらいたいと思います。

それでは、現状のシークワサーの対応について一般質問をさせてもらいたいと思います。

平成12年のテレビ報道によりシークワサーのブーム発生以来、本村の農業に対する取り組み及び生産意欲等が高まり、これまでにない本村農業の振興が図られ、不在地主（那覇在住地主等）の皆さんも積極的に遊休地の利活用を行ってきておりまして、すばらしい樹園地の形成がされてきております。

しかし、平成20年には生産農家、生産面積、生産量等の増加がある中、シークワサーブームの低迷及び円高による外国産果汁の激安により、国内産果汁の販売が厳しい情勢となっております。その中で、本年度もシークワサーの出荷については、買い取り価格の低迷、キロ220円から113円と、及び農家出荷割り当て等40%により、生産農家は戸惑いとシークワサーの生産についての不満等が村民の話題になっている状況であります。

よって、次のことについて村長にお伺いしていきたいと思います。

1点目に、本村のシークワサーの現状をどのように認識しているのか、お伺いをしたいと思います。

2点目に、村長もご存じだと思いますが、高知県の馬路村のユズは、危機感から挑戦が生まれ、本気になって取り組んだことや、ユズを売りたいという思いで村を売り始めたことで、10年後には村そのものの地域イメージが変わり、全国にユズ文化を定着させ、ブランド化につながっております。本村も、今がシークワサーの危機であるというふうに思

っております。

よって、村民が共通の認識を持ち、現在の危機に対応しなければならないと思います。本村の生産者及び各種団体等で組織されていますシークワサー産地振興協議会は、村全体を網羅したシークワサーに関する組織であります。当協議会においては現状の問題についてどのように対応を行ってきたのか、お伺いをしたいと思います。

3点目に、現在のシークワサーの危機は、生産農家及びJA等の対応では難しい状況であると考えます。シークワサーは本村に適した農業振興であり、また、村づくりを進めるキーワードでもあります。よって、行政におきましても農家、民間事業者等と一体となって現在の危機に、または財政上のことも含めて取り組む必要があるかと思いますが、村長はどのように思うか、お伺いをしたいと思います。

4点目に、平成17年に完成しました特産品加工施設は、現在指定管理者により運営が行われていると思いますが、今期の操業はどのような計画になっているのか、お伺いをしたいと思います。

5点目に、今期のシークワサーは1,000トン以上の果実が出荷できない状況であると思います。よって、今期のシークワサー農家における農業所得は厳しい状況であり、今後の肥培管理及び農業の振興にも影響を及ぼすものと考えられています。よって、出荷量を少しでもふやす対応としまして、村の特産品加工施設で完熟果汁のジュースの加工を行い、製品については村民へシークワサーの現状の危機をご理解いただき購入してもらうなど、行政としての対応方法も考えられると思いますが、村長はどのように思うか、お伺いをしたいと思います。

以上、5点について、村長にお伺いをしたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良嗣男議員の現況のシークワサーの対応について5点ほどありましたが、順を追ってお答えしたいと思います。

1点目の本村のシークワサーの現状認識についてでございますが、議員も述べられておりますように、シークワサーについては健康志向ブームと相まって、シークワサーに含まれる機能性効果が発表されるとともに、平成12年のテレビ報道を契機として需要が急増いたしました。当時は、急激な需要増加に対応するだけの生産出荷が追いつかず、需要と供給のバランスが崩れ始め、供給不足の状況の中で、取り扱い工場及び商店も急増し、

庭先取引も行われ、原料取引価格も高騰してきておりました。

生産量を振り返りますと、平成12年以前におきましては600トンから1,000トンを繰り返しておりましたが、ブームに伴い、肥培管理等の徹底や放棄園地の管理、新規生産農家の増加、また、平成19年には新植等の生産も始まり、2,000トンを超す生産量になっており、今年まで2,000トンを超す生産量であります。以前に抱えていた生産が安定せず生産量が少ないという問題点は解消され、安定供給の生産体制は整ってきたようになりましたが、生産価格を見ますと、ブーム以前の1キログラム50円台から、平成17年には1キログラム450円まで高騰いたしました。

しかしながら、18年以降は、需要と供給のバランスが崩れつつあり、価格の低迷が始まっております。ブームにおいては、生産農家には恩恵が大きかったものの、シークワサー果汁の搾汁率は45%と歩どまりが低く、過半を占める残渣は廃棄せざるを得ない上に、原料の高騰を果汁製品の消費者価格に反映できない状態も生じ、一部での加工業関係者は撤退や在庫を抱える状況になっています。

さらに、ご指摘のとおり、円高による安価な外国産果汁の進出により、国内産果汁の販売が厳しい状況となっております。このような情勢により、生産価格の低迷につながり、生産農家の経営状況を脅かしている状況であると認識をしております。

2点目につきましては、議員の申し上げておりましたとおり、ユズ文化の確立は全国に誇れる馬路村の取り組みでありまして、すばらしいものがございました。ご質問の点につきましては、ご存じのように9月29日にJAにおいて開催されました加工用出荷説明から大きく状況が変わり、村内の出荷予定数量は1,852トンに対し、取り扱い量はその3分の1で600トンと出荷調整され、生産農家及び村民が大きな不安を抱えている状況になりました。

村シークワサー産地振興協議会では、JAより現状説明を受け、運営委員会を開催し、当面の対策として、1つ、余剰在庫に伴う出荷調整及び残果実の対策について、2つ、集荷の期日及び割り当て数量の見直し、3つ、公平出荷について、4つ目に、加工施設の適正な運営について、5つ目に、生産農家の意見集約について、6つ目、残果実のJAとの連携による対策についての6点を村へ緊急対策の処理のため報告し、速やかに村は緊急対策会議を開き対策を検討し、JA沖縄本店へ要請を行っております。

また、生産工場部会においては、現在の生産体系であります加工用主体の生産を見直すべく、季節の展開を図り、シークワサーの需要の拡大を図る必要があると位置づけ、来

期に向けた栽培体系の確立を図るべく、今期の問題点等を協議し、来期の生果も青果の出荷体制から加工用及びフルーツの生果用につなげる栽培体系の確立を、沖縄県の協力を仰ぎながら取り組む対応を行っております。

3点目につきましては、シークワサーは大宜味在来のかんきつとして生活に取り入れられ、大事にはぐくみ親しまれており、大宜味村の大きな財産へと発展、継承されております。産業振興及び地域活性化を図る上にも、欠かせない作物となっております。ご指摘のとおり、現在のシークワサー産業は深刻な状況にあり、危機の打開に当たりましては、シークワサーを村民一人一人の誇りとして本村の貴重な財産であることを認識し、村民、生産者、関係団体、行政が一体となって取り組まなければならないと思っております。村といたしましての取り組みを検討しているところでございます。シークワサーの消費拡大につながる販売促進や、生産農家への助成金等、また、病虫害対策の防除対策用の補助等を検討してまいりたいと思っております。

4点目につきましては、今期の操業計画についてでございますが、ご承知のように、今年9月1日に施設の管理運営に関する指定管理の協定書を締結し、運営管理がスタートしております。同時に、村では加工施設の機器類のメンテナンスや常設機器の整備を、搾汁試験など施設運用に係る試験を実施し、操業に支障のない状況で整備を行っております。

現在、指定管理者におきましては搾汁試験等を行い、商品製造に向けた調整を行っており、今月から2月にかけて糖度が十分見込まれる完熟シークワサー生ジュースの製品開発を進めており、本年度においては初年度ということもあり、現時点では80トンの搾汁を予定し、加工を行っていく計画であります。

5点目につきましては、今期の残果実の対策を苦慮しているところでありますが、12月22日には生果のシークワサーを県内外にアピールし、その販路を拡大していくために、フルーツシークワサー旬入り宣言のイベントを開催し、年明け1月からフルーツ用出荷での生産農家への所得還元を図るために、さらに販売促進キャンペーンの取り組みを行ってまいりたいと思っております。また、さきに述べました加工施設での完熟ジュースの商品化ができた時点で、村としても最大限の販売促進活動を行ってまいりたいと思っております。

○ 議長（宮城功光） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 5つほどの質問に対して、答弁がありました。私は、この今のシークワサーの現況というのは、本当に農家にとっては死活問題であるというふうに思っ

ております。しかしながら、今、世の中の情勢は大変厳しい状況でございますが、もう飲み物、そういうものは水以外にはなかなか物が消費できないというのが現状であると思います。このような厳しいときだからこそ、私は逆に消費拡大を図るためにチャンスじゃないかというふうに思っております。そこら辺をどうとらえて、行政がこの馬路村や大分県のように力を注いでやっていくかということだと私は思っております。

今、私のこの質問事項に前段で書かれております、馬路村の件や大分県の件を書いておりますけれども、我々議員は平成21年11月4日から6日まで、経済建設委員会としては大山町を研修に行かせてもらいました。そこでちょっと申し上げたいと思いますが、先ほども申し上げましたとおり、高知県の馬路村のユズ、またや、先ほど私が申し上げた11月4日から6日まで研修に行きました大山町、そこら辺の件を申し上げますと、高次元農業の開発というようなことで、梅栗運動に始まっておりますね、そこら辺はもうご存じだと思います。

昭和36年より展開されてきたNPC運動というのがございます。NPC運動は、貧困の大山に常に夢と希望を与え続けて、死より生への言動力として、今はNPC運動の基本理念である、働く、学ぶ、愛し合うをテーマにした大山農協の農民の人生哲学であるわけです。そこで、加工事業も年々伸びているというふうに聞かされました。また、数字も見ておりますと、年々伸びております。人材育成の面では、昭和44年以来続けているイスラエルやハワイ、中国等への海外旅行、研修など、余暇を利用した場として普及しておるわけでありまして。

なお、そこは軽労働を求めているわけです。減って、月収農家ということで、かれらは週3日制を目指す農業を実現しようとしているところであるんです。そこら辺を目指すためにも、やはりこの貧困な我が村においても全く似ておるといように私は思っておりますし、そこら辺をどのようにして我が村が力を注いでやっていくかというふうに思うわけでありまして。

例えば、この大分県の大山町では、町の総予算の3分の2を行政が農業関連に注いで今の大山があるわけです。そこら辺、結局は行政が力を注いで村民の所得の向上、または地域を売る、地域を売ることに於いて製品そのものが売れていくというような、私らの村には、長寿の村というすばらしい全国的にも知られている村であります。そこら辺を大いに活用して、そして我が村をもっともっと売って、そういう製品も売っていくと、シークワサーという独特のものでありますから、そこら辺を売っていくというふうなことを考え

ていかなきゃできないんじゃないかというふうに思っております。

私は村の予算は大変厳しいものがあるかと思いますが、今だからこそ金を注いで、この在庫も買い取るくらいの力を持ってやらんといかんんじゃないかというように、大胆な気持ちで予算を活用して、大宜味村のシークワサーを売っていくというようなことをやらんといけないんじゃないかというふうに思っております。

先ほど完熟ジュースの件もありましたけれども、完熟ジュース加工施設がありますので、そこにつくらせて、搾らせて物をつくっていく、そして、それを村が買い取って、沖縄県はもちろん、そして本土、あらゆるところに友人知人そして親戚とかおるわけですから、そこら辺にこのシークワサーの今ほどの完熟をPRしていくと、消費拡大をするためにやっていくということが一番大事なものじゃないかと今思っておりますし、なお、今がチャンスじゃないかと、消費拡大のためにはチャンスじゃないかというふうに思っておりますので、そこら辺も含めて、村の財政も厳しい中で、何でこのシークワサー1本に金をかけるかというようなこともあろうかと思いますが、これくらいの気持ちでやらないと、村は物事を行う中において、花火を上げていつも沈んでいく。そこら辺が大宜味村の一番な欠点であると思っておりますし、やるときには大々的にやっていくというようなことが必要かと思っておりますので、そこらも含めながら、村長も大変厳しい面もあろうかと思いますが、後でご答弁願いたいと思っております。

先ほど生果の話がございましたけれども、お互い村は1シークワサーというものに対して1部署をつくったわけですね。そうであれば、私は今のこの状況を見て、この生果を買い取るなり、または買い取ったものを改善センター、または道の駅、そこらへ盛り上げて、山盛りして、このシークワサーのPRもやっていくくらいの気持ちがないといかんんじゃないかというふうに思っています。

このシークワサー対策室も、大変防除関係、いろいろな面で力を注いでやっているのは敬意を示すわけですが、今の状況はどういうふうにやっていくかと、こういうことも現実的に実施していく必要があるかというふうに思っておりますので、そこら辺も対策室も力を注いで、このシークワサーをどうやっていくかということも常に考えておると思っておりますけれども、もっと力を注いでやってもらいたいというふうに思いますし、村長のまたご答弁も願いたいと思っております。

○ 議長（宮城功光） 休憩します。

（午前10時45分）

-
- 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時46分）

- 議長（宮城功光） 答弁を求めます。村長。

- 村長（島袋義久） ただいまの平良嗣男議員の再質問についてお答えをいたします。

総括して、財政支援のお話が1つでございますが、これにつきましては、今先ほど申し上げましたような幾つかある薬品とか肥料とか何か、そういう部分の栽培に関するようなことは、あるいは消毒とか、こういうことについて予算化を検討しているところでございますけれども、今の買い取り等につきましてはやはり精査をする必要もございまして、今後の検討ということで対応させていただきたいと思っております。

それから、今後の課題は、先ほど申し上げましたように生果のもののキャンペーンだとか、そういうことについてはこれから実際に出てくることもございまして、しっかりキャンペーンを展開をしていきたいと。そして、これは村民が一つの自分たちの財産といえますか、誇れるものということをいかに醸成していくのかという、その自覚とあわせて県内あるいは県外へと展開することができるかどうかと、そういう具体的なことを今、室のほうを中心に検討を進めているということでございまして、今後の大きな課題として取り組んでいきたいというふうに思っております。

- 議長（宮城功光） シークワサー振興室長。

- シークワサー振興室長（山城 均） ただいまの補足としまして、確かに議員が申し上げましたように、馬路村または大分県の大山村ですか、そういうところは粘り強く1つのことを継続しながら、そういう事業を発展させたということで、村としても見習わないといけない部分も多くあると思っております。そういうことで、村としましても、馬路村に関しましては地形的、人口等、そういった環境にもそういう近いものもありますので、そういう見習うべきところを多く取り入れまして、ユズの村おこしをした状況を踏まえまして、そういうシークワサーの取り組みも行っていきたいと思っております。

その中で、現状で生果のキャンペーンとしまして、どうしてもシークワサーの風味、香り、味と、そういったものも最大限アピールしながら、今後取り組みながら行っていきたいと思っておりますが、先ほど村長の答弁にもございましたように、今月22日にシークワサーのフルーツ用、旬入り宣言という形で大々的にアピールしまして、今後年内に福岡県に

おきましてそういうフルーツ用シークワサーのアピール、そういうものを手始めに県内での取り組み、そういうことを行っていく予定であります、それにつきましても村内農家の皆さんの丹精込めたこういうシークワサーの製品を、村長を先頭にしまして届けて大宜味村のシークワサーをアピールしていく予定でもあります。そういうことで、今後、直接的に行えるということで、村内農家の皆さんの協力を仰ぎまして、丹精込めたシークワサーを消費者に届ける展開をしてまいりたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 先ほど、福岡にキャンペーンに行くというようなこともございますが、そこら辺も大変大いにキャンペーンもして認知度を高めていくということも大いに結構ですけれども、今現在、すぐに今できることを何かないかというようなことを考えないといかんと思うんです。近々ある産業まつり等もございます。そこら辺に対して、これだけあるものをいかに集めて、我がシークワサーをアピールしていくか、または、それで、そのシークワサーをもとにしてレイアウトをしていく、いろいろな面で活用できるようなこともPRしながら、レイアウト等も大々的にやっていくんだというようなことも考えんといかんじゃないかというふうに思っております。

それから、4点目の件ですけれども、4点目の件で加工場の件をお伺いしましたが、今、加工場をちょっと何か調査しましたら、今シークワサーは残渣を使って付加価値をつけて、今後シークワサーのジュースだけじゃ、とてもじゃないが値段的にはいい値段がとれないわけですから、シークワサージュース、プラス残渣を使ったものを売って、それからシークワサー全体的に値段をいい値段で農家に返すというようなことを考えんといけなと思うんです。

そのためには、残渣を使って行うためには、物ができて、製品ができて、製品を販売するにおいては、検査しなきゃいけない。しかしながら、この加工施設は検査室もない。そういうような状況で指定管理者に預けているわけですけれども、検査室もなく、今、付加価値を高めてやっていこうとやっても、物ができて、製品を出そうにも出せないわけですね。そこら辺をこの工場で行うにおいては検査室も必要であるし、そこら辺をちゃんと完備した状況でないといけなというふうに思うわけです。そこら辺をどのように行政としてやっていくのか。これは、今シークワサーの物を売るための一つの関連として物を言っておりますので、そこら辺をお伺いしたいと思っております。

このような厳しいシークワサーの現状を、ともあれ我が産地振興協議会もありますの

で、そこら辺をもっともっと現状を本当に論議して、どうしていくかというようなことをもっと話し合っていていかなければいけなかったんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺が全く見えていないですね。そこら辺も、みんなで力を合わせながらやってもらいたいと思う。特に、産地振興協議会というのは区長の皆さん方も入っていると思うんです、各種団体が入っていると思います。そこら辺をみんなの知恵をかりながら、消費拡大をするため、または今の状況をどう打開するかというようなことを含めながら協議をやっていかなきゃできなかったものだと思っております。

いずれにしても行政の長がトップですから、村の一番のトップリーダーですから、そこら辺を村長が政治力と判断を持って今後どうやっていくかというのが問われると思いますので、そこら辺を村長は十分に認識しておると思いますが、シークワサーを本当に生かそうと思うのであれば、もっと力を注いでやってもらいたいというふうに希望を申し上げて質問を終わりたいと思いますが、何かあったら村長から答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまのご指摘に、全体として大変厳しい現状であるということはお互い共通認識できていることだと思っております。それをどうプラスの方向に展開していくのかという大きな課題も、また、これも共通していることだと思っております、今後の展開を先ほど申しあげましたようなキャンペーンを中心にしながら展開をしていくという決意を持っておりますし、また、先ほど指摘がございました加工場の施設についての不備というんでしょうか、施設にないという検査室、検査器具、そういうものが不整備であるというようなことが指摘を受けておまして、これを備えつけるにはどうしようかと、今その方向で、設置するという方向で今検討させているところでございます。

○ 議長（宮城功光） 以上で平良嗣男議員の質問を終わります。

◇ 友 寄 景 光 議員

○ 議長（宮城功光） 次に、シークワサー関係について、友寄景光議員。

○ 3番（友寄景光） 今、平良議員からシークワサーについていろいろ細かく村長も答弁しておりますけれども、その中で、特に農家というのは非常に不安を持っているわけです。なぜかという、今の加工場の関係でも普通は加工というのは大体10月1日から、遅くても12月15日ころまでという例年のものなんですけれども、そういう説明もないで、

今、完熟ということが出てきておりますけれども、そういうことだったら、農家、村民にこういうことですよとすれば、安心して、こういう考えもあるんだなど。もうこの工場は全くだめか、何千万もつぎ込んでこういう工場を生かし切れないのかという農家も非常に不安があるんです。これは、皆さんがこういう説明をしないために不安がって、余計に拡大しています。そういうことで、農家にもちゃんとそういう状態ですよと、今答弁したような感じででもいいですし、わかりやすくでもいいですので、説明をしてもらいたいです。

ということで、文句だけになりますけれども、皆さんがJAに要望書を出していますね、1から6まで。確かにこれはJAに要望して、非常にいいことではあるんですけども、実際要望してもう1カ月近くになるはずで、この結果は出ていないんじゃないですか。全くそういうことで、農家も役場は何もしていないと、そう言われています。

それと、この中に一元化体制の確立ができなかったため各農家の出荷に公平さが欠けると、いわば平等じゃないということだと思えますけれども、農家は1個でも多く売りたいわけですから。そういう一元化は、役場はどう取り組みしたのか、これは私たちもわかりません。結果、今出てきたことで、一元化できなかったために3分の1しかとらないとか、一元化できなければ全額回収できたんですか。その辺が非常にあいまいなところです。

そして、この6番目に農家に要請の中で消費拡大、それももちろん大事なことなんですけれども、実質的に何も動いていないと思えます。もう1カ月以上もなって、加工用は終わろうとするときに拡大とか、そういうことだけじゃ全くJAにおんぶされ、JAに任せて私たちは何もやっていませんよとしか農家は受け取れないんです。その辺をもう少し具体的に、JAに要望するなら要望する、そして、実際自分たちの行動も消費拡大に取り組む、普通の消費取り組みじゃもうできないと思えます。今、山を回ってみて、3分の2くらいミカンがついています。今の状況ではまだ見られますけれども、これが落下し始めると、農家はどんな思います。もっと村にいろいろ要求するはずですよ。そういうことで、農家が非常に困っております。

仮に、10トン去年出荷した人が、22円ですので220万あります。今度は3分の1の出荷、そして値段も半分、そうすると去年73万程度取った人が、これの値段が半分ですので三十五、六万にしかならないんです。10トンつくるもの、どれだけの動力が要すると思いますか。たった36万、これから肥料代、その他の諸経費を引くと20万もないです。10分の1の収入がない。だから、そういうことがありますので、どういうふうに支援したらいいか、例えば肥料代を何%援助する、ほかにまた方法があれば、今ついているミカンを全島のあるい

は全国的にどうしようと、そういうことをしない限りはほとんど解決できないと思います。

それで、そういう結果になったのも、これはある農家からの意見とかですけれども、苗木販売したもの、それは村、6カ年くらい1,000ずつふえています。そういうことで、一般の人もどんどん奨励したものだから、苗木もふやしているんです。何万本というふうにふえて、今になったら、ことしからこういう過剰になって、これは皆様どう思いますか。

○ 議長（宮城功光） 休憩します。

（午前11時02分）

○ 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時04分）

○ 議長（宮城功光） 答弁を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの友寄議員のご質問についてお答えをいたします。

大変議員ご指摘のとおり、皆心配しているということはお互いに共通認識できることだと思っておりますし、前にも申し上げたとおりでございます。幾つかの中から、このシークワサー加工場の現状についての質問でございました、これは平良嗣男議員のものとなりのので、その答弁でご了解いただきたいと思います。

次は、JAへの要請のことについてでございますが、その後、村といたしましては事前のJA北部地区営農センターの情勢説明を受けた後、平成21年11月24日にJA沖縄本店へ、生産農家が安心して生産活動ができるようにということで、生産果実の全量買い取りの要請とあわせて、余剰果汁現状に伴う出荷調整及び残果実の対策として現状の認識、次年度以降の販売計画と展望について、また、今年度の生果の出荷計画あるいは加工施設の適正運営への協力、生産農家の意見集約の実施、残果実のJAと村との提携による対策について要請を行い、話し合ってきております。

しかしながら、いろいろな形でブームというようなことの後でございまして、ブームに陰りが見えたということ、あとシークワサー消費が伸び悩む、そういう中、長引く経済情勢の不況や円高による安価な外国産の果汁の影響で果汁在庫を抱える状況にあり、加工原料の割り当て上の問題点、困難な状況等を回答を受けておりますが、次年度以降の展望についても、現状では明言できない旨回答がありましたけれども、販売活動を進める中に

において新たな兆しが見えつつあるという報告も受けております。

ですから、消費拡大を最優先に今後、生果等を含めたものも消費拡大を最優先に行っていきたいというふうなことで、生産農家の生産活動につなげていけるような取り組みをしていきたいというふうに今取り組みをしているところでございます。

なお、苗木につきましては、ご存じのように村での育苗がございますけれども、その大玉系の有望品種を選定し、シークワサーの生産振興及び品質向上を目的に栽培をしております。ですから、有望品種については県農業研究センター名護支所の調査資料に基づき選定をされてきておりますし、そういうことを通しながら、有望品種の有料配布というものを平成17年度よりご指摘のとおり行って、優良品種の普及を促進してまいりましたが、その青果あるいは加工用または生果用として、季節別の特性を生かした経済栽培につなげて農家所得の向上及び安定経営のための供給をしていきたいというふうなことで今実施をしているところでございます。

ご指摘のように、非常に危機的な感じを、危機感を持って今後もしっかりと取り組みをしていきたいというふうなことを考えております。

○ 議長（宮城功光） シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（山城 均） 3点目の一元集荷につきまして、これは役場のほうで一元集荷ということで音頭をとるとか、そういった我々も、シークワサーの生産体制につきましていろいろな流通、そういったもの、生産から加工、販売までと考えていった場合に農家のための安定生産価格、そういったものの維持のための一元集荷の必要性ということがありましたが、今期、JAさんのほうの取り組みとしまして、関連加工会社、そういったもののこういう会議がございまして、JAさんの音頭で北部地域、北部の生産農家、JAさんのシークワサー生産部会、そういうものの中の話し合いにおいて、JAさんとの一元集荷に取り組むということで、その中から加工業者の配分という形の体制ということで話し合いが行われておりました。

そういう中で、このシークワサーのこれまでの価格の高騰、また急落と、そういったものを防ぐという形で、農家一体となってそういう取り組みで安定価格を目指すという方向で取り組んだ結果でありまして、村としての取り組みを進めたということではなく、JAさんの生産体制の一つの取り組みとしましての一元集荷ということでございます。

○ 議長（宮城功光） 休憩します。

（午前11時12分）

○ 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時13分）

○ 議長（宮城功光） 答弁を求めます。シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（山城 均） 公平出荷の件ということでございますが、これはJAさんに要望を出す前に、事前に北部の営農センターで聞き取りをした時点におきまして、要するに一元集荷体制の確立ということで目指していたわけなんです、公正取引委員会の指導等、そういったものがございまして、一元集荷につきましては現状の条件ではちょっと厳しい面もあるということで、一元集荷というものが今回取り組みできなかったということの中で、これまで各加工業者との調整の中で、そういうシステムで行うということで取り組んできたわけなんです、この北部地域の生産農家からの集荷を平均的にみんな行っていくという状況の中で取り組んできましたが、その一元集荷の確立ができなくて、おのおのの加工業者の取引という形になりまして、その辺で生産部会、JAさんへの出荷のみと、また、そういう加工業者への出荷というような状況があるということを受けまして、それを早目にその辺の調整をしていただきたいという要望での、村からの要請でございます。

先ほどの確認に、ほかに出してはいいか、いけないかということは、これは村としてのことはできませんので、これは取引の自由でございますので、できないということは申し上げられませんので、ただ、そういうこれからの価格安定という方向で、シークワサーの発展ということに向けまして、そういう一元集荷という確立体制は整えませんでした、それに近い部分での集荷体制を行ってほしいということでの要望でございます。

○ 議長（宮城功光） 3番 友寄景光議員。

○ 3番（友寄景光） 今の説明で余りわかりません。私が言っているのは、公平さに欠けるということが、ちょっと今説明を聞いても余り理解できません。これは、それによろしいと思います。

そういうことで、特に村はもっと今、消費拡大、そういうものに積極的に具体的に、これは文書で書くのはだれでもできますよ。実際行動をどう起こしているか、その辺を村民に、農家に、こういうふうにやっていますからちょっと安心して下さいとか、そういうものが全くないもので、こういう議会の中での答弁では全く農家はわかりません。もう

少し実際行動をして、村民に知らせるようにひとつお願いいたします。

そして、さっき話した、村民がもうほとんど利益は上げていないですので、この現状を早目にどのようにする、あるいはさっき話したとおり肥料を何%補助するよとか、具体的にやらないと、このミカン類はもう1年ほうっておくと、恐らく今の半分しかありませんよ。農家が一番最初に言ったのは、もう肥料は要らない、入れない、入れられないということなんです。だから、その辺をもし当局が考えているんだったら、こういうふうにやりましょうと、そういう具体的なことを一つ希望いたしまして、これで終わります。

○ 議長（宮城功光） 以上で友寄景光議員の質問を終わります。

休憩いたします。

（午前11時17分）

○ 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時33分）

◇ 東 武 久 議 員

○ 議長（宮城功光） 引き続き、一般質問を行います。

次期村長選挙への出馬について、東 武久議員。

○ 4番（東 武久） この件については6月定例議会でも質問があったことではあります。その時点においては、現在取り組んでいる諸々の件について対処するため、今のところ、次期村長選挙の出馬については方針は固まっていないというふうな旨の答弁がありました。あれから半年が経過しておりますが、現時点においてどのような意思を持っていますか、改めてお伺いをしたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいま、東武久議員の次期村長選挙の出馬についてのご質問でございますが、これは先ほど議員ご指摘がございましたように6月の議会でもございました。その時点で、先ほど議員がご指摘あったような現時点での考えを申し上げたところでございますが、私が村長に就任して以来、ずっと長きにわたって村政の諸課題実現に向けた実践の取り組みに当たりましては、議会を初め各種団体、全村民のお力に支えられながら、役場職員が一丸となって実践に取り組むことができました。

これらに対しましては、常々深い敬意と感謝を申し上げているところでございますけれども、現時点では、先ほどありましたようなことで、6月と同じようなことになるかもしれませんが、そのことについては村長選挙については考えずに、当面の諸課題に向けて全力を傾注していくというようなことしか今は答えることができませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

○ 議長（宮城功光） 4番 東 武久議員。

○ 4番（東 武久） この第4次総合計画の中で、公有水面埋立地の土地利用の促進、長寿といやしの森づくりの整備計画、体験滞在型交流プログラムの策定、それに伴いまして、直近になりまして大宜味村新エネルギービジョン、観光振興基本計画の策定、埋立地もインフラ整備が進みまして、着々と目に見える形で進んでおります。そういうような中で、大宜味村の新エネルギービジョン、新しいモデル的なまちづくりとして非常に今後大きな期待を持っていけるものだと思います。

それともう一つ、村長が肝いりで創出した人材育成基金、これについては国際性豊かな人に育っていくことを目的に、今着々と種をまいている状況だと思います。これらがすべて継続事業でありまして、先ほどから話題になっておりますシークワサーの振興につきましても、ある意味ではバブルがはじけたような状態になって、農家もすべて行政当局も、ある意味では被害者だと私は少しこういうふうな認識も持っております。

しかしながら、これについてはやはりいろいろな要するに付加価値をつけていく、あるいは大量販売につながっていくような施策を打っていかなければいけないものだと思います。

ちょっと細かく申し上げますと、このシークワサー問題につきまして、大量消費、現在はジュースが主流だと思いますが、いろいろな体制をつくった製品の開発、それを大々的に販売していくというふうなシステム、あるいは大量消費を目指さなければいけません。これは生産高が年々ちょっと上がっていくような傾向にあるものだというふうに思いまして、これは一例ですけれども、例えばワイン工場に製品を送って試験的にこういうふうなものをつくっていくというふうなことも、ある意味では一つ大量消費につながっていったら、ひいては現在のシークワサーの再生産価格に見合うプラスアルファ、ひいては農家の所得増大につながっていくものだと考えております。

それで、今私が何でこの時期にこの問題を取り上げたかと申し上げますと、年明けには予算編成作業が、今も始まっていると思えますが、まとめに入ると思えます。それともう

一つ、新しい年度の所信表明も作成をしていかなければいけません。そういうふうな中で、やはり政策的に色濃くそれらの問題を挿入してつくり上げていかなければいけないというふうなことを思っているわけですが、これらの諸問題を実行していくために、行政は確かに問題もあります。しかしながら大宜味村全体のフィールド的なことを考えますと、すぐこれからのいろいろな施策を打つ中で、非常に魅力あるフィールドだと私はちょっと思っているわけですが、そういうことで現村長は村民がすべて立派な人格者だと認めているわけでありまして、次も引き続き諸問題に解決のために、やはり現村長に頑張ってもらいたいというふうな旨のお話が私のところにたくさんまいっております。

そういうようなことで、再度、もう一度お伺いをいたしまして、私の質問は終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま、東議員のご指摘といたしますか、大変お褒めをいただいております。

先ほど議員がご指摘のように、多くの例えば観光振興計画も今度できて、これがスタートしますよと、それとかエネルギーの新エネルギービジョンとか、いろいろ企画をし、4次構想の中のもの芽出しをしてスタートし始めているということとか、その他いろいろございましたけれども、その実践につきまして、先ほど申し上げましたように、それらの実践に向けて、実現に向けてこれから取り組んでいきますよということを申し上げておきまして、今表明をはっきりこうしますというようなことは差し控えたいと思っております。

今後の課題はたくさんありますが、行政は継続性でございますから、そのまま継続していけるようなことも考えながら、今の取り組むべき課題をしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○ 議長（宮城功光） 以上で東武久議員の質問を終わります。

◇ 新 城 一 智 議 員

○ 議長（宮城功光） 次に、2010年全国高校総合体育大会について、新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では、一般質問をさせていただきます。

2010年、来年に行われる全国高校総合体育大会について質問いたします。

この質問内容については、前回、ちょうど1年前の12月議会で取り上げて質問いたしま

した。次の2点について伺います。

現時点での実行委員の活動とか、そういったものの進捗状況はどうなっているのか、取り組みの内容も含めてです。

2番目に、塩屋漁港内に艇庫が仮設されていますが、その常設するに当たり、移設並びに移設の場所はどうなっているのか、この2点について伺います。

○ 議長（宮城功光） 教育長。

（平良 宏教育長 登壇）

○ 教育長（平良 宏） 新城一智議員の質問にお答えさせていただきます。

高校総体、ボートの競技の現時点での進捗状況についてということですが、本年4月1日に県職員、県高体連、それから職員が週3日の約束でつくことになりました。それから、5月からは村のプロパーの職員を充てまして、この実行委員会の準備に向けて進めてまいりました。5月18日には国頭村、東村、大宜味村3村で実行委員会の総会を開催しまして、会則の決定、役員選出、基本方針等について決定しております。会長にはお互い、幹事村であります大宜味村長が会長に選任されておまして、事務局は局員としまして事務局長に教育長が承ったと。そして、3村から、3村というのは東村にも国頭村にも担当者が配置されまして、今、週1回ずつ毎週水曜日に集まって準備に取り組んでもらっております。この間、大会に関する予算については県の関係機関と鋭意協議を重ねてまいりまして、交渉の結果、大会に要する地元負担金を要望どおり最小限に抑えることができ、次年度予算もほぼ確定しております。

今年度7月29日から8月4日まで2009近畿まほろば総体、近畿地区で行われまして、ボート競技は琵琶湖で開催されましたが、そこに村長も赴きまして、そこで次年度の大会地大宜味村との引き継ぎ式にも参加させていただきました。ほかの3村の職員も、担当する職員、それから競技役員に当たる皆さん方にも参加してもらいまして、次年度の大会に向けての取り組みをある意味では研修してまいっております。さらには、ほかの競技のリハーサル大会、既にリハーサル大会を行った競技がありまして、そこに視察等へ行きまして参加させてもらいまして、大会運営についての学習等の勉強をしております。

地元役員の業務につきましては、9月には東村役場の管理職、それから10月には国頭村役場の管理職にいろいろ、どういうふうな内容で取り組んでいくということを説明をきてしております。それから、大宜味村の管理職につきましては、できるだけ早い時期に彼らが班長になり、3村の東村、国頭村は副班長という形で取り組んでいこうというふうな考

えを持っていますので、大宜味村の管理職にも早目に説明をして体制を整えていきたいなと思っていますが、もう1点は、東村村長に先週、次年度の予算の応分の負担と申しますか、3村等しく負担していきましょうということを説明をいたしました。それから、17日、あさってには国頭村長とアポイントメントをとらせてもらって、説明に伺う予定にしております。

それから、今後は周知と機運を盛り上げるために、祭りや諸行事等においていろいろPRして、これまでもしてきたんですが、今後ともPRを展開していきたいと思っています。

それから、キャラクターもできまして、ヤンバルクルーというふうな名前をパイ、それからブナガヤ、さらにはヤンバルクイナを載せたキャラクターにヤンバルクルーという名前をつけて、いろいろそういったものなどもあわせて辺土名高校の子供たちが、生徒たちが、50年に一度しかないこの大会、彼らの思い出に残るような大会に持っていけるよう、商工会、JA、さらには各種団体の力を得て大会を盛り上げていこうということで今しております、ほぼ順調に進んでいるというふうに思っております。

それから、2点目ですが、艇庫の移設とその場所についてにお答えさせていただきますが、この件に関しましては、高校総体ボート競技開催以前からの懸案事項でございます。ご存じのとおり、当初艇庫は宮城島に設置されておりましたが、潮流の変化によりまして艇庫の基礎部分がえぐられ、その上、風雨、波にさらされて管理の観点と景観上課題となっております。村としましては、県ボート協会からの要請を受け、漁港内にあくまでも仮設の艇庫として、かつ期限つきで許可してまいりました。

当該艇庫は、漁港の管理上の観点から早急な移設を求められており、村としましては機会あるごとに艇庫の所有者である県に移設を要請してまいっております。高校総体を機に、本県ボート競技のスムーズな運営と競技者の育成を図るため、県からの移設用地の選定要請や地権者、関係機関との調整に鋭意協力してまいりました。ところが、県は当初見積もっていた金額では移設ができなくなりまして、村に移設費用の負担を求めてまいりました。村としましては、艇庫は県の所有する施設であり、村がその費用を負担する義務はないとの見解を示すと、高校総体開催時までの移設は不可能との説明でありました。村としましては、これまで県の要請に対し多くの時間を費やし、地権者や関係機関の関係者と調整や協議に努力してきた善意が根底から覆ることになり、大変残念な思いをしております。漁港内の現艇庫につきましては、高校総体終了後、県の責任において移設してもらおうよう強力に要請してまいりたいと思います。

以上です。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） まず、1点目の内容、いろいろ会議等の週1回行われているとか、いろいろな答弁があったんですが、まだ地元で見えてこないんですね、そういう取り組みの機運というか、それが。1つちょっと、やっぱり50年に一度という大会ですので、大宜味村をうんとアピールできる場でもあると思うんです、全国的に。前回、国体のときは、民泊ということでいろいろ家庭で受け入れて交流をしたということもあります。今回、高校総体の場合は高校生ということで、ちゃんとした宿泊施設でないとやっぱりいけないということもあるんですが、それに随行してくる家族とか、あと先生方も含めて、コーチ・スタッフ、やっぱりこういう人たちをなるべくそういう地元で交流させて、今の話題になっているシーカーサーの件もそうですけれども、いろいろな大宜味の人はこの人だよという肌で感じてもらえるような売り方も、一つこの総体の意味だと思っています。

その取り組みも本当に強力に進めていただきたいというのと、2点目の艇庫の件は、簡単に引き下がってはこれはいけないところだと思うんですけれども、年明けて、もう8カ月ですね。この艇庫をもし移設が県が予算つけないということも原因としてあるんですけれども、村としてやっぱり考えるべきところもあると思うんです。それはなぜかというのと、漁業振興もそうですけれども、漁港内の整備計画も多分今度の委託料ということについていますけれども、ブルー・ツーの一環で活用できる可能性というのと、あと常設することによって、前も言ったんですけれどもシーカヤックとかカヌー、ボートだけじゃないですよ、マル・ツー、エコ・ツーの関係とか。

今ちょっといろいろなところで意見交換していることがありまして、沖縄はハーリー競争がやっぱり盛んで、漁民とも話するんですけれども、その塩屋湾を活用した湖面をうまく生かすために、そういう爬龍船の体験乗船というんですか、修学旅行生とか、そういう需要がやっぱり多いということで、爬龍船あたりを建造してできるようにするためには、やっぱりこういう艇庫も必要だと思うので、長期的というか、今後の塩屋湾の湖面の活用を考えたときには、やっぱりいい機会であるので、この高校総体に来られる方々も含めた、利用してもらうためのカヤックでもハーリーでも、そういうことが必要だと思うので、この艇庫はどんなしてでもやっぱり勝ち取っていただきたいという思いがします。その辺について、ぜひやるよという答弁が欲しいんですけれども、教育長、お願いします。

○ 議長（宮城功光） 教育長。

○ 教育長（平良 宏） 教育長は財産を持つことができないので、非常に難しいことになりますけれども。最初の質問の高校生を応援する父母の皆さん方、応援団の皆さん方が、国体とは違って3倍以上の応援団が来ると、視察団が来るということになっております。となりますと、約3,000名くらいが予測されるんですが、宿泊施設についても、今、東村、国頭村で大体8軒くらいは賄えるかなというふうな状況で、あとは本部とか恩納村に分かれるんですが、できるだけ恩納村からというふうなことを考えています。名護と当初もくろんでいましたけれども、名護は剣道でかち合ってしまうと、とてもじゃないけれども受け入れができないということで、恩納村のあたりから来てもらうということになります。

そして、今、企画観光課のエコ・ツー関係の皆さん方がいろいろ商品を検討しております。既に県外の方々から二、三件質問があって、民泊とかそういった受け入れをしているところはないのかということがありますので、そのあたり早目に策定しまして、情報として流せるように取り組んでまいりたいと思います。

それは、もちろん大宜味村だけじゃなくて、東村、国頭村でもできるだけとらえて、せっかく3村で共催していきますので、三村、このやんばるのよさを訴えられるような、アピールできるような取り組みをしていきたいなと思います。

2点目の施設のことについては、あとは村長部局から答えてもらいたいんですが、スポーツを振興する観点から考えますと、やっぱり塩屋湾をもっともっと活性化があるような、せっかくのすばらしい風光明媚な湾であります。そこで、いろいろなスポーツを通しての交流ができるのであれば、教育的な観点からすると非常に有効なことじゃないかなと思っています。そういう意味では、村当局と一緒にその取り組みができるような体制をつくっていききたいなと思っていますが、艇庫につきましてはあくまでも県の施設であり、村として協力できるのは用地の相談とか、そういったことでしかないわけです。県の施設に対して村が負担金を出すとか、そういったことはほかの市町村でもないことですので、大宜味村だけがやるというわけにはいかないかと思っています。ただ、県のマリンスポーツ、海洋スポーツ、水上スポーツについて県がビジョンをしっかりとってやっぱり取り組むべきだと思っていますので、そのあたりは引き続き県に対して、塩屋湾でしかボート競技ができないのであれば、塩屋湾の艇庫の施設整備について本腰入れてやってもらいたいということを、要望は強く申し入れていきたいと思っています。

私からは以上です。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの施設の、特に艇庫のことについてでございますが、艇庫はご存じのように今漁港敷地内にあって、これは期限つきでのことでございますけれども、ここはやっぱり漁業の振興の拠点になりますので、そういう視点から場所を移動してもらおうということが1つございます。

それで、さっき教育長からありましたように、その場所を幾つか候補してあげて、推薦をしてまいりましたが、また、この艇庫を移転することは、ちょうどこの総合体育大会という機会は非常にいいチャンスではないかということもあって、仮設ということではなくて、施設が永続できるような、そういう場所等を提供して推薦してきたんですが、先ほどのような事情がありまして、県の施設ではありますけれども予算ができなかったということもございます。

そして、今、施設の塩屋湾の活用については常々いろいろなところで話がございますことはよく認識しておりますけれども、この艇庫につきましては今、議員がおっしゃるようなことでもございましたら、多目的な艇庫ということになっていきますので、視点がまた別に移っていきますね。そういうことで、そういう視点をしっかりマリンスポーツ、あるいは地域観光振興、それからブルー・ツーリズムですか、そういうことの振興も含めて考えるときに、新たな視点でそれは要請するなりという活動は展開する必要があるのかなということ、今、議員ご指摘のことから考えております。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 多目的な艇庫ということであれば、やっぱりいろいろな方法があると思います。それは産業関係の補助事業も含めて、企画観光課もあると思うんですけれども、使えるメニューがあると思いますので、ぜひその辺の活用も含めて、これを機につくらないと、また来年、例えば総体を終わってやるといっても、口約束だけで絶対前に進まないと思いますので、これを機にやるのが、将来にやっぱり残る施設をつくる意味でいい機会だと思いますので、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

それと、さっきの民泊の話なんですけど、やっぱり空き家とか、今コンクリートのきれいな立派な家でも、名護に住んでいたり、いろいろあいているところもありますので、やっぱりその辺も、期間が短期間ですので、その辺の活用もするために、やっぱり区長会あたりとの連携を図りながら、あっせんしたりとか、家主と交渉したりするのも一ついいことではないかなと思いますので、ぜひ方法を探して、艇庫の移設についても8月の総体まで

にやるという意気込みで取り組んでいただきたいと思います。

何かあれば村長から答弁いただいて、この質問は終わります。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） 先ほど、一部繰り返すこととなりますけれども、ボートの艇庫ということの、今、教育長から答弁あったものはボートのための艇庫です。ただいま議員ご指摘の、おっしゃるようなことはその他のカヌーとか、そういったのも含めた艇庫ということになりますと、また今度は別の視点になるというふうな理解をしております、それで、今この艇庫については、先ほど教育長から答弁がありましたように、これは県の財産でありますから、県がこの予算措置をしてつくっていくというのが基本であります。

それで、先ほどありましたように、この2010年の高校総体まではこの予算措置ができそうでない、はっきりできないような状況であるということでございますから、議員ご指摘のような、いいチャンスではありますけれども、我々としては、村としては何とも答えられないと。県のほうの予算措置が不十分だと、できないというようなことであれば、それは村のほうとしてではなくて、県のほうでの措置になっていきますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○ 議長（宮城功光） これで、2010年全国高校総合体育大会についての質問を終わります。

次に、ゴルフ場跡地利用について、新城一智議員。

○ 2番（新城一智） ゴルフ場跡地利用についてなんですが、これも1年前、同じ定例会で質問させていただきました。この件については、村は当時プロポーザル方式による土地利用者を募集するとのことでありましたが、その中でも、5月くらいにはプレゼンテーション、広く村民に呼びかけた公開で応募者のプレゼンテーションを予定しているとの答弁がありましたけれども、いまだにそういうアクションがありませんが、現状どのようになっているのか、お伺いいたします。

○ 議長（宮城功光） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの新城一智議員のゴルフ場跡地利用についてお答えいたしますが、確かに議員ご指摘のとおりの経緯があります。それで、今年の1月から3月にかけて応募を実施いたしました。説明会に10数社の出席がありましたけれども、実際に応募を受けたのが1社でございました。事業規模等の事業計画に関する事項の書類審査をい

たしましたら、その結果、募集要件を満たしていなかったもので、先ほどご指摘のありましたプレゼンテーション等を行うに至っておりません。それに至りませんでした。世界的に経済状況が厳しい中でのプロポーザル募集で、事業導入はかないませんでしたけれども、今後は個別に誘致活動をすることも含めて、事業導入に向けた取り組みを検討する必要があると思っております。

村の農業振興、林業振興、水産業振興、観光の振興に創造的に地域経済の発展の波及効果が得られるような事業を導入するため、ゴルフ場跡地の有効利用を推進してまいりたいと思っております。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） まだ具体的には何も決まっていのような状況だということは理解しました。でも、やっぱり跡地の管理も含めて、今、トシブロックを置いてやっているんですけども、やっぱりまだ荒らされるような状況でもありますし、早目の土地利用を図るためにも、先ほど村長から答弁がありましたけれども、個別に誘致活動をすると、いろいろな、具体的に村としてやっぱりどうしようという方針を持って取り組んでいかないと、あれもこれもという形ではやっぱり誘致活動が中途半端になってしまう懸念があるので、その辺しっかりやっていただきたいと思います。

これは私からの提案で、いつもいろいろなところで話していると、いつも自分で話していることなんですけれども、ゴルフ場はつくらせたい方がいいと思うんです。経済効果もそうですけれども、税収も含めて、ただ、このゴルフ場を当たり前のゴルフ場として、会員制とか、そういうゴルフ場じゃなくて、あくまでも「人材を以って資源と為す」という村是もありますけれども、やはりゴルフ協会、今、JGTO男子プロツアー、PGAのシニアツアー、LPJA女子ツアー、今、沖縄でも諸見里、宮里——きょうだいですね、日本ではやっぱり石川遼君が今話題になって盛り上がっている中で、やっぱりそういうツアー選手を育てるような養成するゴルフ場という観点から、例えばもうだめもとでいいですので、そういう提案をどうですかという誘致をすることも、今、辺土名高校ではこういう在籍数が年々減っていく中で、やっぱり学業面はその高校との連携も図ったりできますし、ひいてはいやし森、先ほど一般質問でも出ていましたけれども、そういうところの関連、大保ダム周辺との関連、それができるとまた村有地の有効活用、パークゴルフ場ができたりとかサッカー場ができたりとか、そういう人の流れをつくることによってやっぱりあの地域が生きてくると思うので、中途半端な誘致活動はしていただきたくないという

思いがあります。

その辺について、話しすればもう長くなるので、どう思われるか、村長の所見をお願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま新城一智議員のご質問にお答えいたしますが、具体的なことでしたら課長と思ったんですが。

全体的に我々もこれをつくるとか、つくらないとかという固定したものは今ありませんで、応募によって選択はすることになります。今おっしゃるような指摘、こういう目的を持って、方針を持って具体的に当たればいいんじゃないかというようなご指摘でございますから、そういう課題をしっかりと精査しながら、受けとめてこの課題に向けて取り組むことができると、検討を進めていきたいというふうに思っております。これはできるだけ早目に展開ができるというのが我々の希望でございますから、そういうご提言を大事にしていきたいと思っております。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） そういうやっぱり人を育てるための施設、また雇用もそうですけれども、やっぱり経済効果も含めて、人を育てながら、その土地を生かしていくということを考えていただきたいと思っております。

これはもう余談になりますけれども、今、世界じゅうで騒がれているゴルフの一番王様ですね、タイガーウッズもいろいろな面ですれば抜かれていますけれども、やっぱり金を持っているタイガーウッズも含めて、もうこれはだめもとでいいんですけれども、タイガーウッズのオフィシャルサイトがあるんです。やっぱり、どうですか、もう逃げるところがなければ大宜味に来ませんかみたいな、そういうもう本当にこういうチャレンジするとか、どうぞという懐を見せるのも、例えばいい企業なり、そういうところがやっぱり入りやすくなってくると思うので、その辺についてはやっぱり村としてもしっかり考えてやっていただきたいと。

このタイガーウッズの件は、ぜひチャレンジしてみてください。これは全部英語で打たないといけないということなんですけれども、今どこに住もうかというのも考えていると思いますので、ぜひ、そういう遊び心というか、そういうのも含めてやっていただきたいなと思っております。それについて何か感想があれば、村長、伺って、終わりたいと思っております。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまのは非常に具体的で、魅力的なお話でございますが、そういうことも含めながら、先ほどの人材育成と絡んだ、あるいは、そういう目的をひとつ位置づけをしながら利活用を考えていくというようなことは非常に大事なことだと思いますし、今の提言を繰り返しますけれども、大事におさめておきたいと思います。

○ 議長（宮城功光） これで、ゴルフ場跡地利用についての質問を終わります。

次に、シークワサーに関連する諸問題について、新城一智議員。

○ 2番（新城一智） シークワサーについては、何名か今こういう質問立ちますけれども、私のほうからも簡単に質問しますので、答弁も短めに、端的にお願いいたします。

ことしのシークワサーの取引は、昨年、先ほどありましたけれども1キロ200円台、220円ということでしたけれども、ことしは113円という約半値と下落し、さらに追い打ちをかけるように、昨年の過剰在庫によりJ A・パッカー側の引き取り量（買い取り量）が大幅に落ち、農家の不安が高まっています。また、特産品加工施設についても、指定管理者による操業がなされていないということでも農家や村民に大きな不安や不信を与えていると思います。

そこで、次の2点についてお伺いいたします。

1点目、今後、行政としてどのように農家、村民の不安を解消していくのか、これは先ほどもありましたから、内容は端的にお願いいたします。

2点目に、指定管理者から今期の操業についてどのような報告を受けているのか、この2点についてお願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの新城一智議員のシークワサーに関する諸問題についてお答えをいたしますが、ご指摘にもありますように、村民の皆さんが非常に不安、ご心配をしているということは私たちとしても心を痛めているところでございます。そこに向けて何とかということも考えなきゃいけないということでございますが、現在の果汁原料の余剰在庫というのが結局たくさんございますけれども、これはJ Aの出荷調整及び昨年は17社の加工業者がシークワサーの取引をしていたということですが、ことしは7社の取引の実施だというふうに聞いております。農家さんの努力による生産もかなり伸び、安定生産及び安定供給が果たせる状況になり、体制も整いつつある中で、供給が需要を大幅に上回っているという深刻な状況でございます。

先ほども申し上げましたけれども、ブームというのが陰りを見せる中で、消費が伸び悩むというようなことなども含めて、世界の経済情勢の不安等もございます中で、外国産の果汁の影響がかなり出てきているというようなこともございますし、消費拡大へどうつなげていくのかということが十分できなかつたという実践面での弱さを持っておりますが、これはもう否めない事実ということだと思います。

シークワサーの今後の季別の、先ほども触れましたが季別による需要の取り組みというものが、今加工を中心というようなことで出荷体制型になっている状況がございますから、そこら辺を打破するといえますか、すぐ改善をしていくことも必要であろうというふうに考えておりますし、また、消費は地産地消ということも含めまして、地元から地産地消というようなことからスタート、意識も含めてスタートし、消費拡大に向けた販売促進や市場の開拓というものを本格的に行うこと、また、生産農家の生果の経済栽培型の確立を早急に図る必要があるというようなことも含めまして、生果の需要拡大の取り組みを行うということが生産農家への安心につながるものだと思って取り組みを強化、答弁が重なることもございますけれども、そういうふうに考えておりますし、また、2点目の指定管理者から操業につきましては、指定管理者の報告によると、今期の操業については先ほどのご質問でもお答えしたとおりで、ご承知のように今年9月1日に管理運営提携をいたしまして、この運営管理がスタートしているというようなことをさっき申し上げましたので、重ねることになります。

また、村としては、加工施設の機器類のメンテナンス等も含めまして、施設運用に係る試験を実施して、操業が支障のない状況を整えて現在行っているということも、再度重なりますけれども、そういうことを含めまして、種々これからもしっかりと皆さんとともに考えながら、製品開発、そして、その製品の開発とともに初年度ということも先ほど申し上げました80トンの果汁ということで加工を予定されておりますので、その予定でできたものについてはさらに重なりますけれども、しっかりと販路拡大で取り組んでいきたいというふうに、ともどもに頑張っていきたいと思っております。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） シークワサーの今後についてなんですけれども、やっぱり発信力がないんですね。農家が本当にこれで、こういう答弁で安心するかといたら、もう全く安心はできないと思うんです。

シークワサーは、今始まった問題じゃないんです。過去からずっとシークワサーを

振興しようということで取り組んで、ずっともう50円時代は苦勞して、苦勞して、取り組んで、ブームが来ましたけれども、これは一過性のものだということは、素人側はそういうブームに乗っかる部分もありますけれども、それは行政がしっかり把握して、ある程度抑えるような施策を打つのがやっぱり行政の仕事だと思っています。これは、こういう件に関しては、村長もちろんですけども、副村長は産地振興協議会の会長でありますし、やっぱり行政の対応の仕方というのは本当にまずかったんじゃないかなと思います。これは認めて今後に取り組んでいかないと、また同じことを繰り返しますよ。

農家にやっぱり説得する、発信力もそうなんですけれども、指定管理者の部分にちょっと触れていきたいと思います。今、村内の生産部会から役員になられたというこの組合の役員の話を知ると、そういう話をしています。本来だったら、このシークワサーの件についての説明、2回ですか、JAさんのほうから来てもらって説明を受けたんですけども、JAさんが何で関係あるのかなと思います。シークワサーを販売するに当たってはそうなんですけれども、この施設の指定管理については、やっぱり指定管理者ですので、そういう説明も欲しかったんですけども、それがなされていない。

いろいろな話を聞きますと、どうもこの指定管理者の皆さんは、何かそのためにつくられたんじゃないかというようなニュアンスを受けるんです、僕らが話を聞いていると。みずからやろうと思って立ち上がるんだったら、やっぱりそういう言葉はないと思うんですけども。やっぱり支援体制というのが、ある程度約束されていて、つくったんじゃないかと思うんですけども。

聞いていてもそうですよね、今期は80トンなんですけれども、前回、具志堅議員なんか質問したときも、議事録に載っているのは、やっぱり増産する体制づくりが必要だということで、去年なんですけれども村長答弁しているんです。それにもかかわらず、今期100トンとか80トンとか、経済の引き取り量の販売不振というか過剰在庫というものもあるのは事実なんですけれども、そこをどう対策していくかが、やっぱりある程度行政も立ち入って、調整していくというのが必要だったと思うんですけども、その今の現状についてどのような認識を持たれているんですか。過去にこういう前向きな答弁もやっぱりやっているものですから、ちょっと現時点こういう状況が起きるとするのは、やっぱり対応がまずかったんじゃないかなと思うんですけども、その辺、答えられる範囲でいいですので、お答え願います。

○ 議長（宮城功光） 休憩します。

(午後 1 2 時 2 5 分)

-
- 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 2 時 2 7 分)

-
- 議長（宮城功光） 答弁を求めます。村長。

- 村長（島袋義久） ただいまの新城一智議員の現状認識ということにつきましては、先ほど平良嗣男議員のご質疑の中で最初に申し上げたような内容でございますので、それで答弁にかえさせていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

それから、そのほか幾つかありましたが、それは室長のほうで答えるのをお願いします。

- 議長（宮城功光） シークワサー振興室長。

- シークワサー振興室長（山城 均） 指定管理者の選定につきましては、やはり村の指定管理者の指定に関する条例に基づきまして公平に選定されたものということで、先ほど議員がおっしゃいましたようなことはないものと思っております。

加工施設の現状としましての指定管理者の対応につきまして、当初、平成19年度に運営開始の予定でしたが、その当時は、確かにJ A大宜味村の支援等、技術提携等もあるような状況での計画で臨まれていたわけなんですけど、この平成19年以降のシークワサーのブームの下降、それから経済状況の悪化と、そういったものも重なりまして、今年度の実施に当たりましては再度計画を見直さざるを得ないという状況に来ております。そういう中での昨年度の操業の展開に、村長の答弁にございました展開ということにちょっと付随しませんが、80トンという状況になっている状況をご理解いただきたいと思います。

- 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

- 2番（新城一智） もう、このシークワサーの件は、17年に条例もつくっているんです。議会としても、シークワサーの里の宣言を議場でやっているわけですから、取り組みがどうだとか、今の現状のことよりももっと強い発信力を持って、本当にさっきの馬路村の話じゃないですけども、もっと強く責任を感じてほしいと思うんです。

この指定管理者の件については、指定管理者の指定について19年3月議会の経済建設委員会でも委員長報告の中に、資金計画の融資の見通しはどうかという質疑に対して、県の制度資金も受けられると思う、答弁。次に、振興組合に対する農協の支援体制、現在できている物産振興会とのトラブルが生じないかという質疑に対しても、組合の場合はいいんで

すけれども、農協の支援体制を受けて運営をやっていくという回答をしているわけですね。その辺が、今、資金が融資できないとかという現状があるんですけれども、その辺についてどう伺っているのか。これは約束されたような答弁なんですよ、どう伺っているのか聞きたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

○ 副村長（宮城重徳） それでは、私のほうからお答えいたします。

まず、発信力の面でございますけれども、これは非常に重要なことだと思っております。それで、私たちはシークワサーは大宜味村の基幹産業として一応基本的には規定してやっております、このほうは農業のシークワサーの問題だけではなくして、せんだって観光基本計画を策定した中で、観光とセットで大宜味という長寿のブランドを全国に発信する中で、産地の産品であるシークワサー、あるいは加工場の製品の展開を今後やっていくというような展開をこれはやっていくというようなことで、馬路村あるいは大分県のを参考にしながら今後させていただこうというこの段取りは今やっているところでございます。そういうことで、キャンペーン推進に対しては今まさに内容の検討をしているところでございます。

それから、加工組合の選定の時点でのスタートに当たってのJAの協力のもとということ、選定委員会でも確認した上で、これは組合からそういう計画が一応出されておりました。その支援のもとということ、そういう中で現在加工場もJAの支援のもとで一応は稼働することはできているということをお知らせしておきたいと思っております。

なお、今後も流通とか資金的な面においても、一応JAとしてはいろいろ困難な役員の状況がございましたけれども、一応体制としては支援する体制はとっておりますということをお聞かせしております。あとは、加工組合の行動によるだけであると認識しております。

以上でございます。

○ 議長（宮城功光） 議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によって特に発言を許します。新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 議長、ありがとうございます。

今、副村長のほうからもそういう答弁がありましたけれども、本当にもう危機感を持って取り組まないとですよ。今、私個人としても、この問題は本当に役場だけで解決できるかと、どういう判断が出されるかというのは、もう大体見えるような感じが今するものですから、これはもう絶対、議会もそうですけれども、いろいろな周りから言われている議

員の皆さんもいると思うので、議会もやっぱり役場もこの生産者も、JAも含めて、パッカー側もやっぱり協力してこれを取り組んでいかないと、もう絶対できないと思います。そういう人たちを集めて協議する機関をぜひつくってください。つくるという答弁をもらってから、終わりたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま、新城議員のご提言、本当にありがとうございます。いろいろ考えておりますが、22日の旬の出発式を含めながら、農民の皆さん方との対話といえますか、そういうことも考えておりますし、今ご指摘のような機関といえますか、組織といえますか、そういうことはしっかり検討していきたいと、実効あるようにしていきたいというふうに思います。

○ 議長（宮城功光） 以上で新城一智議員の質問は終わりました。

休憩します。5分間休憩します。

(午後12時36分)

○ 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を行います。

(午後12時41分)

◇ 平 良 英 勝 議員

○ 議長（宮城功光） 一般質問を行います。

田嘉里川河口、マングローブ保全と魚道について、平良英勝議員。

○ 8番（平良英勝） 一般質問をやる前に、訂正がありますのでよろしくお願いします。マングローブとなっていますが、ブに訂正お願いいたします。

では、一般質問させていただきます。

田嘉里側河口、マングローブ保全と魚道について質問いたします。

この件については再三にわたって一般質問させていただきましたが、村から県へいろいろと陳情されたとは思いますが、平成16年6月に設立されたやんばる河川、海岸自然再生協議会が調査した経緯があるということをお聞きしております。当協議会も、平成19年1月20日に解散している状態であります。

平成21年3月12日に、村改善センターで行われました知事広聴会で、田嘉里川河口、マングローブについて直接質疑いたしました。その後、何らかの動きはあったのか、村と

して今後どう対処していくか、村長にお伺いいたします。

○ 議長（宮城功光） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良英勝議員の田嘉里川河口、マングローブ保全と魚道についてのご質問にお答えいたします。

ご質問にありましたように、村から県へのいろいろな形で何度か要請するし、また、県土建部との意見交換会といいますか、懇談会というようなところでも何度かその提起をいたしまして、これまで経過をたどっているところでございますが、先ほどご質問ありました3月21日のことにつきましても、県からその旨の回答がございますけれども、その中に平成21年3月12日の知事広聴会で議員がご質疑いたしましたマングローブの保全については、県から田嘉里川は平成11年度に一応の整備が完了した河川であるという回答がございます。それで、あと土砂の滞留による河口閉塞については現場状況の経年変化を観察しながら、今後対応を検討していきたいというふうに考えておりました、マングローブの早期復旧についても、関係行政機関との調整を行いながら対応していきたいと考えております。

そういう回答が寄せられておりますが、その回答について我々としては、議員ご指摘のことが実現できますように、今後とも田嘉里川は、これは県の管理でありますから、過去の要請の経緯を踏まえながら、県にさらに強力にその実現に向けて実施いただけるような要請活動を強化していきたいというふうに考えております。

○ 議長（宮城功光） 8番 平良英勝議員。

○ 8番（平良英勝） 3月21日に回答があったということなのですが、3月12日に広聴会の中で、知事じきじき前向きに検討するということではありましたが、村としてはその後、何回にわたって要請したのか。

それと、魚道についてなんですが、魚道については4年くらい前、6月、県の土木課が車4台連ねて現場に見にきていました、ハンマー橋の下ですね、魚道の設置要望をしているところなんですが、来ていまして、そこにたまたま私も近くに畑にいたもので、走って、何かあったんだということで行って話を聞きましたら、この件については今度できるから、新旧交代、新しく来ました職員に現場を説明しているんだということで私は説明を受けました。じゃ、ことはできるんだなど、私も非常に喜んで帰った経緯があるんですが、その後、何も音さたがないんです。村からは何回くらい要請したのか、この点、一応お聞きしたいんですが。

○ 議長（宮城功光） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新里政雄） まず、要請の件なんですけれども、知事広聴会からのその後は、一応要請はしておりません。

それと、魚道の件なんですけれども、過去に、じゃ何回要請したかということだけちょっとお話ししておきます。河川の閉塞については13年、14年、15年、19年と4回要請しております。魚道の件については、15年と19年に要請しております。その19年の県からの処置状況というんですか、ちょっとそれを説明したいと思います。多自然、川づくりの観点から魚類等の水生生物の自由な行動を確保するために、屋嘉比橋下流の落差工の改善は必要であると考えていますという文言があるんですけれども、しかし、平成16年から19年にかけて開催されたやんばる河川海岸自然再生協議会というところで、田嘉里川を含め、やんばるの河川の自然再生については議論を進めてきましたと、残念ながら意見の一致を見ず解散をしてしまいましたと。県としては、田嘉里川の自然再生については地域住民やNPO、村等の地域の自主的、積極的な参加のもとで川全体の計画を取りまとめ、その中で落差工の改善を進めていきたいという、考えていますという回答が出ております。これが経過と、最後に魚道の経過を得た結果であります。

○ 議長（宮城功光） 8番 平良英勝議員。

○ 8番（平良英勝） 今、課長の経過説明がありましたが、三、四回という要請もしておられたということでありまして、本当にありがとうございます。

今後、粘り腰でぜひ村のほうから要請していただきたいと思います。これは、田嘉里区民の願望でありますので、ひとつよろしくお願いします。

これから、知事広聴会後は要請していないという課長の説明であります。ぜひ、これは村長からじきじき県のほうへ足を運んで要請してもらいたいと、早急な改善を求めてもらいたいと思いますが、村長にお伺いします。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの田嘉里川の件につきましては再三ご質問いただいておりますし、また、県知事の広聴会では直接知事に要請といえますか、意見を述べておられますが、その後、県としてもいろいろ取り組む考えがあったわけなんですけれども、今それが途絶えてきているということは、文書としてはやっておりますが、大変電話等での連絡をとりながらということではありますが、やっぱりそこではなかなか通じ合うのがないということもございますので、早々にこの件については、今の経過も含めて、担当課の説明を

行って、実現を迫っていきたいというふうに思います。

○ 議長（宮城功光） 8番 平良英勝議員。

○ 8番（平良英勝） 早急に要望をお願いしたいと思います。

それから、関連しますが、田嘉里第2団地の河川も第2級河川になっておりますので、その川の中にハンノキがもういっぱい生えているんです。その整備もやらないと、何か大水、洪水になった場合はちょっとはらんする可能性が出てまいりますので、この件についても要請をお願いしたいと思います。ぜひ、粘り腰でこの件についてはまた村当局、電話じゃなくて文書でもって直接要請お願いできましたら幸いですと思いますが、ひとつよろしく願いいたします。

終わります。

○ 議長（宮城功光） 以上で平良英勝議員の質問を終わります。

◇ 金 城 勇 議員

○ 議長（宮城功光） 次に、シークワサーの振興等について、金城 勇議員。

○ 5番（金城 勇） ことし最後の質問になりますので、頑張ってください。

シークワサーの振興等について。

シークワサーの原料価格の下落、出荷調整と生産農家や関係者の不満や不安が高まっておりますが、村はどのように対策を立てていくのか、お伺いします。

それから、シークワサーの加工の開発、販売ルートの開拓が急務であるし、重要だと思うが、どのようにお考えか、お伺いします。

○ 議長（宮城功光） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの金城勇議員のシークワサーの振興等についての質問にお答えをいたします。

2点ございますが、順を追ってお答えをいたします。

1点目の今後、村の対策についてということでございますが、先ほども質問にもお答えいたしましたけれども、今年の生産価格の低迷及び出荷調整による残果実の問題は、生産農家のみならず、村民に大きな不安を抱かせているということに対しては、同じように心を痛めているところでございます。

果汁原料の余剰在荷によるJAの出荷調整及び昨年17社の加工業がシークワサーの取

引をしていましたが、今年は7社の取引で実施と聞いておりますし、これはもう前の方にお答えしたところでございます。

農家の努力により生産も伸び、安定生産及び安定供給が出せる状況になり、体制も整いつつあるかに思いましたが、供給が需要を大幅に上回っている深刻な状況にあります。ブームに陰りが見え、シークワサー消費が伸び悩む状況は長引く経済情勢の不況や円高による外国産の果汁の影響、また、これまでの原料価格の高騰による消費価格による影響等多々あると思えますけれども、消費拡大へつなげる活動が十分できなかったということが、先ほども申し上げたとおり村行政としてはそういうことは否めないことがあります。

また、シークワサーの季節も、これも先ほどお話ししたんですが、季別の展開による需要の取り組みが十分なされず、加工用中心の出荷体系による状況を打破できなかったということも一因があるものと考えます。

消費は地元から、地産地消と言われることからスタートし、消費拡大に向けた販売促進や市場の開拓を本格的に行うこと、また、生産農家の生果への経済栽培体系の確立を早急に図る必要があるとともに、生果の需要を拡大する取り組みを行うことが急務となっております。

2点目につきましては、議員ご指摘のとおり、付加価値をつけた加工品の開発は急務でございます。これまで多くのシークワサーが生産され、加工されてきましたが、果汁搾汁が主という状況であります。加工品の原料産地となっている状況でもあり、地域ブランドを活用し、生産から加工、販売までを行い展開していくためにも、付加価値製品の開発を急がなければならないものだと考えてはおります。

販売ルートの開拓については、通常の店舗での流通販売の確立に加え、流通構造を大きく変えたインターネットを利用した販売戦略の取り組みも大事だと思います。さらに、地産地消を推進し、より村民に大事にされるシークワサー消費を唱え、村民一人一人がシークワサーの営業マンとして宣伝活動を行える体制づくりが急務となってくると思っております。

大分重なる部分もございましたが、これで答弁といたします。

○ 議長（宮城功光） 5番 金城 勇議員。

○ 5番（金城 勇） 先ほどからこのシークワサーの問題について質問されていますけれども、やはり農家としても原料価格が下がるのはおおよそ予想がついていたと思うんですけども、やはり出荷調整されて3分の1しかとらないということは、本当に生産者

の皆さんはびっくりしたと思うんです。今後、このシークワサーをつくり続けていいのか、やっぱり不安は高まり、生産していく意欲がなくなっていくことが心配であります。

先ほどからも言われているように、やっぱりシークワサーの里づくり条例や、それにかかわる住民懇話会等などをつくって、そのシークワサーの振興について村全体で盛り上げていこうということで頑張っておられると思うんですけれども、そこら辺はやはり村長も先ほどから答弁なさっているんですね、もう村ぐるみでどうにか解決していかなければいけないと思いますけれども。

先ほどの前の質問をなさった方々からのちょっと内容も通して、改めて聞きたいと思えますけれども。その質問の中で、完熟を搾って商品化するということが出ていましたけれども、これはどれくらい搾る予定なのか、どれくらいの期間でそれを操業するのか、また、この直接原料を購入するか、そこら辺も具体的に決まっているのか、お伺いしたいと思います。

それから、今の指定管理者がやっている加工場は100トンしか搾らんということで、シークワサー振興協議会の資料にもあるんですけれども、そういうことが管理者が移行する前というのは余り農家の皆さんは知らなかったんじゃないかなと思います。そういうこともあって、前の組合の方々は聞いたところによると約700トンくらい搾っていたんじゃないかなということを知っていますけれども、それくらいできる能力があったにもかかわらず、今度の指定管理者になってからは、前から言っているとおりではあるんですけれども、どうにか工夫すればもっと搾れていたんじゃないかなということをお聞きしたいと思います。

それで、今の加工場というのはいろいろ乾燥機とか、また固形にするとか、そういういろいろ施設がそろっていますので、そういったこともやはりその指定管理を受けるときに、いろいろ計画書とかあると思うんですけれども、そこら辺の対応がこれから可能なのか、そこら辺もお聞きしたいと思いますし、今後、100トンしか搾らないということを打破して、やはり加工する量を広げていかないと、村民の生産者の不安というのは解消されていないと思うんです。そこらはやはりいろいろな機関とも相談なさりながら、それはやっぱり不安の解消に努めていってほしいと思います。

それから、この資料によると、やはり100トン搾って、飲料用が40トンと、原料販売用が5トン、残渣物が55トン出ると。その残渣物の利用等も、JA等もまだまだだと思えますけれども、ほかの業者もいろいろ製品はつくっているかと思うんですが、このいろい

ろ機能がそろっている加工場ですので、そこら辺もやっぱり商品開発を進めていかないと、やはり単価にも還元できないような思いがあります。

それから、先ほどからいろいろな協議会とかプロジェクトチームとか立ち上げないといけないんじゃないかなということが出ていますので、商品化開発の部分、また販売ルートの開拓、それから、その話題性をつくるイベントのチームあたりもやはり大事だなと思います。ミカン狩り等やオーナー制度等をそういうのも取り入れて、それから、今、農家や生産者はその他、知人や親戚などに青切りとか送ったり、また、これからは生果を送ったりするかと思いますけれども、原料はただにしても、送料が高くてそう頻繁に送れないと。だったら、その送料について補助が出せないかとか、そこら辺も考える必要があると思いますので。

また、一村一品ではないですけども、一家に一箱運動という格好を、一家から1箱をどこかに送ろうやと、そういうのを村民に呼びかけて、独自の箱をつくって、その箱あたりもやっぱり村で工夫されてつくって、不景気の折につまであるそういうシークワサー類の商品というのは売りづらいと思うんです。そこで、やはり知人であり親戚、口から口へと伝えていってリピーターをふやしていく、そういう方法でないとなかなか売りにくい。主食ではない、つまであるということをやっぱり認識しながら販売ルートを開拓をしていかないと、なかなかリピーターがつかない。もちろん百貨店や量販店もアピールしながら、それは欠かしてはいけないと思います。

それから、技術職の採用というのは、今、広報紙にあります、採用予定候補者を募集しているようですが、シークワサーとか、そういうのを生かしていく、農産物を農村でありますので生かしていこうというならば、やはりもう技術職の採用を念頭に入れて、その採用候補者をターゲットに置いたらいかがかないと思います。

先ほどからも大分県の大山町や馬路村の話が出ていますけれども、やはり何に力を入れているかという、初期の段階ではやはり土づくりに力を入れているわけです。やっぱり土づくりができて、いい品物ができると。その土づくりを聞いていると、本当に大山町も馬路村も共通している部分があって、本当にいい堆肥を安くで農家に提供しているということがありますので、やっぱり土づくりの重要性、そこら辺を有機栽培へ移行する、安心・安全をアピールしながら、こういう安心していただけるものを企業や消費者にアピールしながら、そのものを売っていくという。変な話ですけども、あるバイヤーが大宜味村では農薬をまきましようという放送をやっているということが、またこれが次々広まっ

ていって、農薬漬けやもんなということを聞いたことがあるものですから、その農薬補助とか堆肥補助もいいんですが、そこら辺はやっぱり用心なさって、安心・安全なことを全面に出して、そこら辺の対策、またバックアップもやっていただけたらと思います。

たくさん言いましたけれども、いろいろ思いがありますので、そこら辺のまた考えをお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 休憩します。

（午後 1時07分）

○ 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時07分）

○ 議長（宮城功光） 答弁を求めます。シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（山城 均） それでは、先ほどの質問にお答えしたいと思います。

まず、今期の加工施設の操業の完熟、搾汁ということについてですが、この数量は80トンを用意しております、45%から48%の搾汁率になると思いますが、原料として45トン前後のものから製品化につなげていくということになっております。原料につきましては、基本的に当初から予定しておりますJAさんの一円集荷に基づいた、JAさんのほうからの原料買い取りになると思っております。

あと、計画書についてのさまざまな問題点もございますが、先ほど申し上げましたように、当初平成19年4月からの運営開始予定でありましたが、この2年間の期間のうちの情勢の変化によりまして、指定管理者のほうの運営資金等、そういったものの事業計画も見直さざるを得なくなったというような状況で、計画内容についての変更が出てきているという状況になっています。

あと、残渣の活用につきましてはやはりどうしても、先ほど申し上げましたように、搾汁率45%だけが身になって、あとの50%を廃棄するというような状況から、これを製品化につなげることによって100%の利益が生まれるというシステムが一番理想でありますので、その辺の先進地あたりでは残渣の活用ということで製品化が多くされておりますので、そういう製品開発のほうにもつなげられるようにしていけるような指導なり話し合いをしていきたいと思っております。

あと、話題づくりとか、そういったものでもありますが、まずは先ほどからの質問にお答えしております、このシークワサーの年間を通した栽培体系を通して、農家のシークワサーの栽培の確立を図るということで、まずはスタートから青切りの生産農家、それについてはどういう肥培管理なり園地の管理が必要か、それから加工用についてはどういふことが必要か、あと、フルーツ用につきましてはどういう対策が必要かということを一から見直しまして、勉強会なり、そういったものを行っていく中で、農家と、本当に農家と顔を合わせて、そういうシークワサーの取り組みをしていくというのを基本にしまして、来期と青切りをスタートにするということで、現在県のほう、あと農業研究センターのデータ等に基づいて一緒にその資料づくり、栽培体系の確立のための資料づくり等を進めていくということで確認をとっております。そういうことで、農家の足腰を強くしまして、このシークワサーの展開をしまして、また、先ほどの話題づくりでありますいろいろなオーナー制ですね、そういったPR関係も力を入れていきたいと思っております。

それと、送料の補助とか、そういったものに関しては可能かどうか、現時点では企業からの要請でシークワサーを提供しまして、そういったあれは行っていますが、村民の中でのそういうPRなり、全国に発送したりするような送料の補助等もちょっと考えていきたいと思っております。現時点で、今JAさんが1月からフルーツ用の出荷を予定しておりますが、村としましてもJAさんのほうは共選出荷ということになるということになります。農家との近いうちちょっと話し合いを予定をしております、村としまして贈答用という形の農家の皆さんの選んだものの生果を送れるような箱のデザイン等を今進めておりまして、その箱を利用して農家独自の販売展開につなげられるように年末からできるように、今急ぎ箱のデザインと大きさ等の調整をしておりますので、村からの箱の提供等、そういったものも含めて行っていきたいと思っております。

あと、技術職員等、またそういった感じのものは、この仕事をしておりまして、どうしてもやはりこういう特殊な農家の栽培からいろいろな製品開発、また、こういういろいろな市場展開等の確認等にもかかわってくるようなところもあります。広く、また農政あたりのことにつきましても、どうしてもやはりこれは村長等の判断になると思っております、職員としましてもやはり必要な形だなと感じております。あと、それに伴って確実な土づくりとか、そういう基礎的な指導等、そういったものができると思っております。

やはり一番は、議員ご指摘のようにシークワサーも食物でありますので、安心・安全な栽培という、原点に戻りました栽培体系に持っていく必要があると思っておりますので、その

辺、現状の害虫対策等、そういったものも踏まえながら、そういう無農薬等に行くにはちょっとまだまだ時間がかかるような状況にもあるかもしれませんが、そういう低農薬とか、そういったものの利用等を図っていきたいと思います。

ちょっと質問の中で漏れている点もあるかとは思いますが、以上でお答えしたいと思います。

(発言する者あり)

○ シークワサー振興室長(山城 均) 申しわけありませんでした。加工場につきましては、事業計画におきましては日4トンということで、年間の搾汁は100トンということで設定されております。そういう中で、一応、ただ搾るだけの状況と、また全体を利用しまして流れ作業としましてのすべての殺菌からジュースの製造、そして充てん等、そういったことをつなげるとなると1日4トンということになりまして、この1日1日の仕事の計画によりまして、また、それがふえたり、そういったこともできます。実際、前管理者につきましては、報告によりまして330トンが、正式な私たちへの報告の中で18年に330トンの製品づくりを行ったということになっておりまして、すぐまた100トンということで、こういう以上ということになりますが、今回計画として出ておりますのが、あくまでも今年度、21年度は100トンの計画、それから次年度200という形の感じで計画をされておりましたので、そういう状況を見ながらの操業になっていくと思いますので、また、生産量としましてもそれ以上にはございますので、そういう対応にもできるような方向で加工施設の運営が臨まれると思います。

以上です。

○ 議長(宮城功光) 5番 金城 勇議員。

○ 5番(金城 勇) いろいろ聞きましたけれども、前向きに考えているようであれですけれども、今期100トンしか計画がないということですので、加工までやるとなると、やっぱり飲料用だけをたくさん搾るとそこら辺にしわ寄せが来るのかなとも思いますけれども、その能力があるならばやはり早目にトン数をふやして行って、多くを搾り、また、売れなければ搾って加工してもこの工場側が大変ですので、やはり早急に先ほども言ったように、もう今は青切りは無理ですけれども、先ほどの完熟のジュース等、また生果用等、本当に工夫されて販売に結びつけていけたらなと思うんですけれども。

先ほど、私ちょっと勘違いしていたようなあれがありますけれども、青切りという、完熟以外に青切りを80トン搾ってまた完熟を、青切りを搾って完熟を搾るのかなとちょっと

勘違いしていましたが、そういうことで。やはり、シークワサーの今この問題は、もうつくり続けていかという不安をやっぱり払拭しないといけないと思います。こういったきょう議会で話されたことなどを、やはり農家の皆さん、関係者の皆さんに早くお話しなされて、また、全職員でのその対策会議等、ほかの職員からもアイデアと情報の共有を図られて、このシークワサーの振興が落ち目にならないように、本当に全職員、全村民で頑張っていかなければいけないと思います。

本当に、今まで我々も含めてですけれども、何か他力本願のところがあったのかもしれないなという思いでいっぱいなんですけれども、これだけ課題は多くありますけれども、このピンチを新たなチャンスに変えていくべく、村長のリーダーシップを発揮していただいて、村民総ぐるみで乗り越えていかなければいけないと思います。

そこで、村長の答弁をいただいて、ことし最後の質問ですので、希望の持てる答弁をお願いします。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま金城勇議員からいろいろご指摘あるいは意見等も含めまして、先ほど具体的なことにつきまして室長からそれぞれ答弁がございましたし、また、今組織的な検討というようなことも、組織的に共有して行って、村民が安心してつくれると、あるいは農家が自信を持ってといいますか安心して製品をつくって、シークワサーをつくっていくんだというような意気込みが見えるような取り組みをみんなでやってほしいと。

そして、この機会、さっき前の質問者もありましたが、そのピンチということがその転機になってチャンスに変えていくという、そういう方法等も含めまして、あらゆる機関、村内、役場庁舎内でもこの話がありますので、それをさらに深めながら、そして検討する内容、あるいは範囲をさらに広げながら、ぜひ大宜味村の大変財産であるシークワサーを村民ぐるみ、村民のものとして発信していけるように取り組みを強化していくということを申し上げまして、答弁にかえます。

○ 議長（宮城功光） これで、シークワサーの振興等についての質問を終わります。

次に、道の駅活性化センターの活用について、金城 勇議員。

○ 5番（金城 勇） もう一つありました。道の駅活性化センターの活用について。

道の駅の運営または活用をどのように考えておられるか、お伺いします。

○ 議長（宮城功光） 村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) ただいまの金城勇議員の道の駅の活用についてのご質問にお答えいたしますが、この道の駅おおぎみは、日本一長寿の里の内外交流拠点といたしまして、また、農産物の提供基地として広く村民はもとより県内外の人々に利用していただけるよう配慮し、やんばるのお土産と地元の食材を利用した食堂などを整備し、平成11年11月11日にオープンしてございます。これはご存じのとおりでございます。

当施設におきましては、道の駅部分の農作物等の販売施設と地域農作物などを利用しての食堂施設、さらに活性化センターとしてのアリーナホールなどに分類されております。今後におきましても、地産地消の取り組みによる地域農業等と消費者を結びつけ、食料自給率の向上に努める意味でも、道の駅部分の物販施設及び食堂施設などの利用は欠かすことのできない施設と考えております。

アリーナホールにつきましては、利用状況から考えますと、今後どのような利用をすればよいのかを検討したいと考えております。

道の駅の現状につきましては、運営は一般財源等により運営を維持しております。その財政面から考えると、平成19年度以降検討している指定管理者制度の導入も含めて考える必要があると思います。

なお、現在営業を営んでいる団体の皆さんとの調整も必要なことから、指定管理者制度の導入におきましては一定の期間の猶予が必要と考えております。

○ 議長(宮城功光) 5番 金城 勇議員。

○ 5番(金城 勇) 利用状況のお話もありました。実は、聞くところによるとホール、加工室がなかなか利用されていないと。それから、故障している機器等の修理がされていないということで、先ほど村長からありました利用状況が悪いホールについて、勝手な意見ですけれども、このホールを逆に泊まれるような改装をして、エコ・ツーとか利用するとか、また、地元の食材を買い求めて自分たちで調理して、そこで泊まるということも可能ではないか。地元の方々が調理方法を教えながら交流する場にするとか、この道の駅を交流の場として、やはりシークワサーやその海産物などを初めとする島の食材をアピールする場にしていきたいと思いますし、ただそこで売っているだけでは、やはり食べ方もなかなかわからないと、調理の方法もわからないと、そういうことで、また、その利用方法にしてはその他の地域の、例えば交流なさっている西会津の物産展をやったりとか、どんどん村内に人を呼ぶというか、そういうイベント等を重ねていくことによって、やは

り地元の食材が売れますし、地元のアピールにもなると思いますので、そこら辺を工夫されてどんどん取り組んでいかれたほうがいいかと思えますけれども、そこら辺どうお考えか、お伺いします。

○ 議長（宮城功光） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（新城 寛） 金城議員の提案、すごいいい提案もいろいろありました。今のご質問にお答えいたします。

当駅、道の駅といたしましては、先ほども言われているような形で道の駅の、また沖縄、あと九州、この沖縄・九州地区のまた道の駅向上会議というものがあります。その道の駅向上会議などによる情報の収集や、あと連携をとって事業を打ちながら、道の駅の活性化につなげられたらいいかなと思っております。

それと、道の駅において、沖縄県においても何軒か道の駅がございます。その道の駅成功事例等を参考にしながら、今後運営を図っていきたくと。さらに、大宜味の観光拠点として道の駅の利用を促進しながら、また、大保ダムとの関連、ダムにおける学習資料館との連携を図りながら観光客の集客を図っていきたくと考えております。

提案なされたいろいろな宿泊施設等、そういう利用の方法もあろうかと思えます。ただし、目的外使用等になるという話もありますので、そこら辺につきましては関係機関と調整を図りながら今後考えていきたくと思えますので、よろしくお願ひします。

○ 議長（宮城功光） 5番 金城 勇議員。

○ 5番（金城 勇） 先ほど指定管理制度への移行の話も出ていましたけれども、それをやる場合にやはり気をつけてほしいのは、さっき村長が言っておられました、今利用されている方々とやはり十分話し合いをなされて、後から問題が起こらないような制度への移行をやっていただきたいと思えます。

それから、今、課長から答弁がありましたけれども、いろいろな協議会等でやっぱりそういう情報の交換もしながら、また、この道の駅の利用をどのように活用していくか、また、先ほども言ったんですけれども、やっぱり職員からのアイデアとか村民からのアイデアとか、そういうのを募って、変更するに当たって目的外使用であるとか、そういうのはやっぱりやる気の問題であって、手続の方法は幾らでもあるかと思うんですけれども、やっぱりやる気を見せて、そういう機関と渡り合って、道の駅が、泊まれる施設になるかならんかは別として、利用できるような、活用できるような施設に持っていくには一つの提案であって、それをやりなさいということではありませんけれども、やはり職員や村民の

やる気を見せれば利用できる方法に展開していけるんじゃないかと思いますので、そこら辺はやっぱりまた企画観光課とも調整しながら、エコ・ツーとのかかわり、また、先ほども国体の受け入れ施設の問題もありましたけれども、そこら辺までまた利用できるかどうか、そこら辺を総合的にやっぱり勘案しながら、道の駅、大宜味村の顔と思って、そこに来れば大宜味村の情報が入る、大宜味村の盛り上がりが見えるような、そういう場所にしていて、やはり都市との交流の場ということでどんどん活用していかれたらと思いますので、そこら辺をいま一度村長のほうから答弁お願いします。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま金城勇議員から力強い提言、本当に参考にしていって、ぜひ実現に向けて取り組みを強化しなきゃいかんという感を受けております。確かに、交流の場ということは地域を広げる、地域を売る非常に大きな要素になりますので、また、それを生かしていくためにはさまざまな意見を取り入れるというようなことで、役場自体、そして利用している方々やその他多くの方々の意見を集約して、やる気を見せろというようなご指摘だと思ひまして、そういうことを集まって話し合う、意見を交換することによって、そのやる気につなげていくというようなことだと理解をして、その辺の取り組みを担当課を中心に、また、一緒にやっていきたいというふうに思います。

○ 議長（宮城功光） 以上で金城勇議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（宮城功光） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 1時31分）

平成21年第9回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成21年12月16日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成21年12月16日 午前10時00分)

散 会 (平成21年12月16日 午前10時23分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一	6 番議員 宮 城 武
2 番議員 新 城 一 智	7 番議員 具志堅 朝 秀
3 番議員 友 寄 景 光	8 番議員 平 良 英 勝
4 番議員 東 武 久	9 番議員 平 良 嗣 男
5 番議員 金 城 勇	10 番議員 宮 城 功 光

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に参加した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久	企 画 観 光 島 袋 一 道 課 長
副 村 長 宮 城 重 徳	産 業 振 興 新 城 寛 課 長
総 務 課 長 島 袋 幸 俊	建 設 環 境 新 里 政 雄 課 長
財 務 課 長 神 里 富 松	教 育 長 平 良 宏
住 民 福 祉 宮 城 博 俊 課 長	教 育 課 長 友 寄 景 善

5. 職務のため議場に参加した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

6. 議事日程 (第3号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議 案 第 4 5 号	村道安根塩屋線橋梁工事 (1 工区) の請負契約 について	質 疑 委員会付託
2	議 案 第 4 6 号	大宜味村職員の育児休業等に関する条例	質 疑 委員会付託
3	議 案 第 4 7 号	大宜味村営住宅の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例	付 託 省 略 質疑～表決
4	議 案 第 4 8 号	平成21年度大宜味村一般会計補正予算	質 疑 委員会付託
5	議 案 第 4 9 号	平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正 予算	質 疑 委員会付託
6	議 案 第 5 0 号	平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正 予算	質 疑 委員会付託
7	議 案 第 5 1 号	平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補 正予算	質 疑 委員会付託

◎開議の宣告

- 議長（宮城功光） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第45号の質疑、委員会付託

- 議長（宮城功光） 日程第1 議案第45号 村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）の請負契約についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第45号 村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）の請負契約については、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第46号の質疑、委員会付託

- 議長（宮城功光） 日程第2 議案第46号 大宜味村職員の育児休業等に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第46号 大宜味村職員の育児休業等に関する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第47号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（宮城功光） 日程第3 議案第47号 大宜味村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

- 2番（新城一智） 議案第47号について質疑をいたします。

暴力団員の排除ということで議題として上がっていますが、この件については例

があったということなんですか。それとも、条例上整備しなければいけないということであったのか、お伺いしたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新里政雄） 過去に一応例はありません。これは、平成3年に暴対法が施行されましたけれども、うちのほうとしては、今回名護署のほうから依頼がありまして、条例を制定する形になっております。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 改正の内容とはちょっと異なるんですけども、一般会計の予算にも職員の住居手当とかいろいろ出てきているんですけども、例えば、条例を大幅に改正して役場の職員も入れるような形も、今、村外から通っている職員が7名ぐらいですか。そういう人たちは、所得税も含めて税も住所があるところに落ちるといふこともあるんですけども、やはり、地域の役場の職員としてやってほしいという希望もあるので、全体的に見直すこと。

あと、各校区、団地があるんですけども、その選定委員会は、今各課長を含めて、あと社協会長ですか、やるから、そこにやはりこの地域ですね、特別に区長さんあたりを入れないと、結局だれが入ってきて、字費の関係もあるので、今後その辺も含めて考えていかなければいけないのではないかと思いますけれども、その辺、改正する心構え、考え方というのは持っておられるのかどうかです。これは、村長のほうから、もしあれでしたら答弁をお願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 休憩します。

(午前10時03分)

○ 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時03分)

○ 議長（宮城功光） 答弁を求めます。

建設環境課長。

○ 建設環境課長（新里政雄） 先ほどの一智議員の説明にお答えしたいと思います。

役場の職員が入るとか入らないとかというの、家賃の収入の規定があつて、その収入の基準に合わなくて、役場の職員は入れないという現況もあります。

あと選定委員会のお話なんですけれども、ほとんど公営住宅の施行令の中で選定基準というのがあるんです。母子家庭を優先にしないとか。そういう国の基準に沿って条例を制定しているものですから、それは、国の基準が変わった時点で改正していくという方向に努めていきたいと考えております。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 国の基準というお話がありましたけれども、やはり、できる限り、そういった条例も技術的に触れるんだったら積極的にそういう改正をしたほうがいいと思います。また、今村営住宅の話、教員住宅を買いましたね、喜如嘉の住宅の条例、これとはちょっと違うと思いますけれども、そういうところとか、やはり職員がこれだけ名護から通って、また通勤手当もそれだけ出るわけですから、地域に送り込む形で積極的に取り組んでいただきたいと思いますけれども、それを村長のほうから再度答弁を求めて終わりたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） 先ほど担当課長から説明があったようなもので、基準に基づいているものですから、今なかなかすぐやりますということには言えないんですけれども、ただ、今のようなお話はよくありますし、何とかできんものかということとはございます。ですから、基準に基づいている以外の何かがあるのかということは何とも申し上げられませんが、今のようなお話は、提言として受けておきたいと思います。

○ 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第47号 大宜味村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第47号 大宜味村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号 大宜味村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第47号 大宜味村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（宮城功光） 日程第4 議案第48号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

- 2番（新城一智） では、一般会計補正予算について質疑を行います。

まず1点目が、18ページ、新型インフルエンザの接種費助成金について、それと20ページ、産業振興課の塩屋漁港基本計画設計委託業務、この2点についてです。

まず、インフルエンザについてなんですが、今、幼稚園、保育所あたりの子供に接種料の料金表が届いているんですけども、これは、大宜味でやったときは2回で、診療所でやったときに2回で6,150円、そのほかで受けるときは7,200円という料金表が届いているんですが、これは全額補助になるのか、それともこれは自己負担分なのか。この助成金というか、それで補える、何ていいますか、個人個人に無料になるのか、それともこの料金はあくまでも個人負担分になるのか。それをまず1点聞きたいと思います。

それと、漁港の件については、どういう設計の委託業務なのか、その2点をお願いします。

- 議長（宮城功光） 住民福祉課長。

- 住民福祉課長（宮城博俊） ただいまの新城一智議員のインフルエンザに関する答弁をしたいと思います。

予算、扶助費として465万5,000円、これについては、対象者の保護世帯と非課税世帯に

対する助成ということで、同一診療所が六千幾らかだったと思うんですけども、病院が1回目と2回目が変わった場合、それが七千幾らかになって、その対象者のすべての、今言った保護世帯と非課税世帯に助成するというので、この予算の計上となっております。

以上です。

○ 議長（宮城功光） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（新城 寛） 新城一智議員のご質問にお答えします。

水産費の委託のほうなんですけど、それにつきましては、今後の事業、塩屋漁港の基本計画、水産業のこれからの事業なんですけど、例を例えていうならば、漁港の浮き桟橋とか、そういうものの基本計画です。基本を設計するという話です。これが平成22年以降の事業計画を立てる設計となっております。委託です。ですから、実施設計とは別に基本構想の話です。

以上です。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 産業振興課の件に関しては、また委員会で聞きたいと思います。

インフルエンザの件なんですけど、子供たち、今も、辺土名高校もそうですけれども、学級閉鎖とか、またはやり出しているような兆しがあるんですけど、これはやはり積極的に役場のほうで助成してやらないといけないというのもあると思うんです。これは、あくまでも非課税世帯と保護世帯の方々には、例えば、申し込み用紙に値段が書かれているんですけども、これは勘違いするんですよね。自分で出さないといけないのかという勘違いをするものですから、その辺は助成するというのを周知されているのか、この辺をお伺いしたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城博俊） 一応区長会に呼びかけまして、チラシのほうを配布して、その辺で周知して、この内容で理解できているものとして解釈していますけれども、呼びかけはその範囲でやっております。

（発言する者あり）

○ 住民福祉課長（宮城博俊） これは個人の判断なものですから、例えば、強制ではないわけです。受けた方は受けたら。それで、この文書の中で、保護世帯、非課税世帯は助成しますと、助成する場合は証明書とかが必要ですと、一応このチラシのほうに書いていますので、すべての方に通知するという事はやっておりません。

以上です。

- 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。
- 2番（新城一智） 例えば、本当にわかっていない方は、六千幾ら出し切れないという事で連れて行かないということもあるので、例えば、保育所なり幼稚園なり小学校なり、教員を通してでもいいですので、こういう通知はしっかり出してもらわないと、ただ区長会に言っているからということではなくて、やはり末端まで届くような配慮が必要だと思わなければならない、これからでもやっていただけますか。この辺を聞いて終わります。
- 議長（宮城功光） 住民福祉課長。
- 住民福祉課長（宮城博俊） ただいま新城一智議員から指摘がありましたとおり、ちょっとわからないということであれば、また行政無線なり使って、再度呼びかけしたいと思います。今から検討していきたいと思います。

以上です。

- 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。
5番 金城 勇議員。
- 5番（金城 勇） 12ページの一般管理費の工事請負費、説明のほうには全国瞬時警報システム構築事業としてありますけれども、その事業に対する具体的な説明をお願いします。
- 議長（宮城功光） 総務課長。
- 総務課長（島袋幸俊） 工事費として上げておりますが、例えば、全国で非常時、有事であるとか、あるいはまた大規模自然災害、そういうものが発生した場合に、瞬時にそれを通じて役場のほうに入ってくるということです。瞬時に、何秒もたたんうちに、全国的にそういうのが発せられて、それが役場の中で受けることができ、それをまた、それから防災無線を通じて国民全員に行き渡るようなシステムの構築を考えております。これは、100%補助事業でやります。
- 議長（宮城功光） 5番 金城 勇議員。
- 5番（金城 勇） 工事の内容としては、庁内に設置して、そういう情報を流すということですか。
- 議長（宮城功光） 総務課長。
- 総務課長（島袋幸俊） そうですね。役場の中のシステムの構築ということを考えてらいいと思います。国からの、危機管理センターですか、そのあたりから発するものを受

けて、それをまたこっちのほうが情報を住民に流すという形で、役場の中での工事です。

○ 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第49号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第5 議案第49号 平成21年度大宜味村国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第50号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第6 議案第50号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第51号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第7 議案第51号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（宮城功光） ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

予算審査特別委員会の互選のため休憩いたします。

(午前10時19分)

- 議長(宮城功光) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時22分)

◎諸般の報告

- 議長(宮城功光) これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に宮城 武議員、副委員長に具志堅朝秀議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

- 議長(宮城功光) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時23分)

平成21年第9回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 平成21年12月17日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成21年12月17日 午後3時00分)

散 会 (平成21年12月17日 午後3時32分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一	6 番議員 宮 城 武
2 番議員 新 城 一 智	7 番議員 具志堅 朝 秀
3 番議員 友 寄 景 光	8 番議員 平 良 英 勝
4 番議員 東 武 久	9 番議員 平 良 嗣 男
5 番議員 金 城 勇	10 番議員 宮 城 功 光

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程 (第3号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議 案 第45号	村道安根塩屋線橋梁工事 (1工区) の請負契約 について	委員長報告 質疑～表決

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
2	議 案 第 4 6 号	大宜味村職員の育児休業等に関する条例	委員長報告 質疑～表決
3	議 案 第 4 8 号	平成21年度大宜味村一般会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
4	議 案 第 4 9 号	平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正 予算	委員長報告 質疑～表決
5	議 案 第 5 0 号	平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正 予算	委員長報告 質疑～表決
6	議 案 第 5 1 号	平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補 正予算	委員長報告 質疑～表決
7	陳 情 第 2 3 号	核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書および 決議の採択について（陳情）	委員長報告 質疑～表決
8	陳 情 第 2 6 号	幼稚園教育の制度改善について	委員長報告 質疑～表決
9	意 見 案 第 6 号	核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書	提 案 説 明 付 託 省 略
10	意 見 案 第 7 号	米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に関する意 見書	提 案 説 明 付 託 省 略
11	決 議 案 第 3 号	米軍人車両によるひき逃げ事件に関する抗議決 議	提 案 説 明 付 託 省 略

◎開議の宣告

- 議長（宮城功光） これから本日の会議を開きます。

（午後 3時00分）

◎議案第45号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（宮城功光） 日程第1 議案第45号 村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）の請負契約について議題とします。

委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

平成21年12月17日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

経済建設常任委員会
委員長 宮 城 武

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第45号	村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）の請負契約について	原案可決 全会一致

（宮城 武経済建設常任委員会委員長 登壇）

- 経済建設常任委員会委員長（宮城 武） ただいま議題となりました議案第45号 村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）の請負契約について、経済建設常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長及び建設環境課長の出席を求め、12月16日午後2時開会時間を午前10時50分に繰り上げて審査をいたしました。

本件は、沖縄北部特別振興対策特定開発事業で、平成21年第8回臨時会で議決された繰

越明許費による工事契約です。工事の概要は、安根地先の公有水面埋立地より、安根川の河口から約130メートル付近の海上に架橋する橋梁であります。橋梁幅員7メートル、歩道2メートル、延長99メートル、構造形式はP Cポストテンション方式3径間連結T桁橋です。

請負契約金額は2億6,775万円、契約の相手は有限会社山城建設で工期は平成21年12月2日から平成22年11月30日までとなっております。

本件について、質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、報告を終わります。

○ 議長（宮城功光） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第45号 村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）の請負契約について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第45号 村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）の請負契約について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）の請負契約について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決とするものです。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第45号 村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）の請負契約については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第46号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（宮城功光） 日程第2 議案第46号 大宜味村職員の育児休業等に関する条例を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

(3番議員 午後3時03分入場)

平成21年12月17日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

総務常任委員会
委員長 新 城 一 智

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第46号	大宜味村職員の育児休業等に関する条例	原案可決 全会一致

(新城一智総務常任委員会委員長 登壇)

○ **総務常任委員会委員長(新城一智)** ただいま議題となりました議案第46号について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長及び総務課長の出席を求め、12月16日午前11時開会時間を午前10時30分に繰り上げて審査をいたしました。

議案第46号 大宜味村職員の育児休業等に関する条例について報告いたします。

本案は、地方公務員の育児休業に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことにより、同条例の全部を改正するものであります。

主な改正点は、再度育児休業をすることができる特別な事情の追加や育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する規定の改正等となっております。本条例の施行は公布の日からとなっております。

本案に対する質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、報告といたします。よろしく申し上げます。

○ **議長(宮城功光)** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第46号 大宜味村職員の育児休業等に関する条例について、委員長の報告

に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第46号 大宜味村職員の育児休業等に関する条例について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号 大宜味村職員の育児休業等に関する条例について採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第46号 大宜味村職員の育児休業等に関する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第48号～議案第51号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（宮城功光） 日程第3 議案第48号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算、日程第4 議案第49号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、日程第5 議案第50号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算及び日程第6 議案第51号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について議題といたします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

平成21年12月17日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

予算審査特別委員会
委員長 宮 城 武

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条

の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第48号	平成21年度大宜味村一般会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第49号	平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第50号	平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第51号	平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	原案可決 賛成多数

(宮城 武予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長(宮城 武) ただいま議題となりました議案第48号から議案第51号までの4件について、予算審査特別委員会における審査の結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長等の出席を求め、本日午前10時から審査をいたしました。

まず、議案第48号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算、議案第49号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算及び議案第50号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の3件については、いずれも質疑、討論はなく、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第51号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算については、質疑、討論はなく、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、報告といたします。

○ 議長(宮城功光) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第48号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これから議案第48号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第48号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第49号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第49号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第49号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第50号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第50号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について討論

を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第50号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第51号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第51号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長（宮城功光） 挙手多数です。

したがって、議案第51号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎陳情第23号及び陳情第26号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（宮城功光） 日程第7 陳情第23号及び日程第8 陳情第26号について議題といたします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長

平成21年12月17日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

総務常任委員会
委員長 新城一智

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	受理年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
23	21年11月24日	核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書および決議の採択について（陳情）	採択 全会一致		地方自治法第99条の措置
26	21年11月27日	幼稚園教育の制度改善について	採択 全会一致		地方自治法第125条の措置（教育委員会）

（新城一智総務常任委員会委員長 登壇）

○ 総務常任委員会委員長（新城一智） ただいま議題となりました陳情第23号及び陳情第26号について、12月16日午前10時30分から審査をいたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

なお、2件の陳情については質疑、討論はなく、全会一致をもって採択すべきものと決定し、陳情第23号の採択に関連いたしまして、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ要請するための意見書の提出が妥当との意見の一致を見ております。

また、陳情第26号は、採択に当たって、教育委員会へ送付することが適当との決定をしておりますので、議長において地方自治法第125条の規定による措置のお取り計らいをお

願いいたします。

よろしくご審議のほどお願い申し上げ、報告といたします。お願いします。

○ 議長（宮城功光） 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第23号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書および決議の採択について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第23号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書および決議の採択について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第23号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書および決議の採択について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、陳情第23号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書および決議の採択については委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第26号 幼稚園教育の制度改善についての陳情について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第26号 幼稚園教育の制度改善について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第26号 幼稚園教育の制度改善について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、陳情第26号 幼稚園教育の制度改善については委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

○ 議長（宮城功光） お諮りします。ただいま採択することに決定しました陳情第26号については、地方自治法第125条の規定により、教育委員会へ送付することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

よって、陳情第26号については、地方自治法第125条の規定により教育委員会へ送付することに決定しました。

○ 議長（宮城功光） 次に、陳情第24号 「労働安全衛生委員会」の設置を求める陳情及び陳情第25号 義務教育国庫負担堅持及び2分の1復元を求める陳情について申し上げます。

既に同じ内容の陳情が採択とされておりますので、陳情第24号及び陳情第25については採択されたものとみなします。

◎意見案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（宮城功光） 日程第9 全員発議により提出されました意見案第6号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。新城一智議員。

(2番 新城一智議員 登壇)

○ 2番（新城一智） 意見案第6号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成21年12月17日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

提出者 新城一智 金城 勇 具志堅朝秀 宮城 武 平良英勝 東 武久 友寄景光
大城佐一

賛成者 平良嗣男

提案理由 核兵器の廃絶と恒久平和実現へ向け関係機関へ要請するため。

核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書

ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・ヒバクシャ。この訴えは、核兵器廃絶と恒久平和を願う私たち被爆国民の心からの叫びである。

しかし、核兵器は未だに世界に約2万1千発も存在し、核兵器の脅威から、今なお人類は解放されていない。2000年の核拡散防止条約（NPT）再検討会議では、全面的な核兵器廃絶を約束したはずが、2005年の同会議では実質合意できず、核軍縮はもとより核不拡散体制そのものが危機的状況に直面している。米国、ロシア、英国、フランス、中国の核保有五カ国に加え、NPT未加盟のインド、パキスタンは核兵器を保有し、さらに事実上の保有国であるイスラエル、核兵器開発に繋がるウランを濃縮・拡大するイラン、核実験をした北朝鮮の動向などは核不拡散体制を大きく揺るがしている。

よって、政府においては、核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、被爆65周年を迎える2010年に開かれる核拡散防止条約（NPT）再検討会議に向けて、実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべく、下記事項について強力に取り組まれることを要請する。

記

1. 政府は、国是である非核三原則を堅持するとともに、平和市長会議が提唱する2020年までに核兵器の廃絶をめざす「2020ビジョン」を支持し、その実現に向けて取り組むこと。

2. 非核兵器地帯構想が世界平和の維持に重要な意義を有していることに考慮し、暫時、世界各地に非核兵器地帯条約が実現するよう国際的努力を行うこと。とくに、朝鮮半島と日本を含めた北東アジア非核兵器地帯構想を早急に検討すること。

3. 核拡散防止条約（NPT）の遵守及び加盟促進、包括的核実験禁止条約（CTBT）早期発効、核実験モラトリアムの継続、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）の交渉開始と早期妥結に全力で取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月17日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣

以上、よろしく申し上げます。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第6号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、意見案第6号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書については委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第6号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、意見案第6号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書については原案のとおり可決されました。

◎意見案第7号及び決議案第3号の一括上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（宮城功光） 日程第10 全員発議により提出されました意見案第7号 米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に関する意見書及び日程第11 決議案第3号 米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に関する抗議決議を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。平良英勝議員。

(8番 平良英勝議員 登壇)

○ 8番(平良英勝) まず、意見案第7号 米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に関する意見書から説明します。

意見案第7号 米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に関する意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成21年12月17日

大宜味村議会議長 宮城 功 光 殿

提出者 平良英勝 宮城 武 東 武久 友寄景光 大城佐一 具志堅朝秀 新城一智
金城 勇

賛成者 平良嗣男

提案理由 県民の生命・人権及び安全を守る立場から、今回の米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に対し関係機関へ要請するため。

米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に関する意見書

去る11月7日、読谷村楚辺の旧米軍読谷補助飛行場の外周道路で米軍人車両によるひき逃げ死亡事件が発生し、県民に大きな衝撃を与えている。

近隣に住む被害者の男性は、早朝の散歩中に被害に遭ったものと見られ、遺体が路側帯わきの雑木林を二、三メートル入ったところで見つかっており、「ひき逃げの場合、被害者は前後に飛ぶが、横に飛ぶことは考えにくい」ことを考えると、事件発生の場所と遺体発見場所の関係が極めて不自然であり、事件発覚を恐れて遺体を隠した可能性も考えられる状況である。

ところで、容疑者の米兵は、車を運転していた事実は認めたものの「人をひいたかどうかはわからない」、「木にぶつかってフロントガラスにひびが入り、車を降りて確認したが何もなかった」と話し、事件との関係を否認しているが、その後の捜査で容疑者の米兵は、当初は県警察の任意の事情聴取に応じていたが、13日以降は供述を拒否し14日以降は出頭も拒否している状況で、捜査が行き詰まった状態となっている。

ひき逃げ死亡事件は極めて悪質な事件であり、到底許すことはできないものであり、ましてや被害者を隠して放置したのであれば看過することはできない重大な事件であることから、日米地位協定で規定する「殺人など凶悪事件」に十分該当する事件として日米両政

府は真摯に対処すべきである。

よって、本村議会は、県民の生命、人権及び安全を守る立場から、米兵による今回のひき逃げ死亡事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに措置されるよう強く要望する。

記

1 事件の全容解明のため、米軍人容疑者の身柄を日本側へ早急に引き渡すよう要求すること。

2 米軍人・軍属等の綱紀肅正を徹底的に行うよう要求すること。

3 被害者の遺族に対する謝罪と完全な補償を早急に行うこと。

4 日米地位協定の抜本的な見直しを早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月17日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省沖縄大使 沖縄及び北方対策担当大臣
沖縄防衛局長

次に、決議案第3号 米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に関する抗議決議につきましては、内容が意見案と同様でありますので、あて先だけ申し上げます。

駐日米国大使 在日米軍司令官 在日米軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事
トリイ基地司令官

以上であります。よろしく申し上げます。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

意見案第7号 米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に関する意見書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第7号 米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に関する意見書については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、意見案第7号 米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に関する意見書については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第7号 米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に関する意見書について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、意見案第7号 米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に関する意見書については原案のとおり可決されました。

次に、決議案第3号 米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に関する抗議決議について質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第3号 米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に関する抗議決議については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、決議案第3号 米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に関する抗議決議については委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議案第3号 米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に関する抗議決議について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、決議案第3号 米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に関する抗議決議については原案のとおり可決されました。

- 議長（宮城功光） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

- 議長（宮城功光） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第9回大宜味村議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 3時32分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員